

令和7年第4回定例会

白子町議会会議録

令和7年 12月3日 開会

令和7年 12月15日 閉会

白子町議会

令和7年第4回白子町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和7年12月3日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会議日程等の議会運営について
日程第 3 会期の決定
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 行政報告
日程第 6 請願第4号 訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書
日程第 7 一般質問
日程第 8 休会の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	大塚 貴 充 君	2番	前 田 充 浩 君
3番	秋 葉 広 行 君	4番	高 山 隆 一 君
5番	長 島 誠 一 君	6番	今 井 滋 則 君
7番	大多和 正 夫 君	8番	梅 澤 哲 夫 君
9番	宗 島 理 仁 君	10番	酒 井 良 信 君
11番	今 関 勝 巳 君	12番	大多和 正 之 君
13番	大多和 秀 一 君	14番	市 川 隆 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	緑川輝男君	教育長	太田和晴彦君
総務課長	齊藤貴人君	企画財政課長	齊藤雄君
税務課長	田邊健治君	建設課長	石井宏樹君
産業課長	田邊治幸君	商工観光課長	北田和弘君
健康福祉課長	片岡秀樹君	環境課長	金坂潤一君
住民課長	増井角栄君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	三橋久美子君	教育課長	岩本洋之君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食センター所長	緑川昌一君

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書記	長谷川由紀
書記	三橋諒也	書記	篠崎勇祐
書記	森蓮	書記	白川大貴
書記	平野寿明		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） これより令和7年第4回白子町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅澤哲夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、9番宗島理仁君、10番酒井良信君を指名いたします。

◎会議日程等の議会運営について

○議長（梅澤哲夫君） 日程第2、会議日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、今関勝巳君。

○議会運営委員長（今関勝巳君） ……（音声切れ）……議員各位におかれましては、お忙しい中、ご参集いただき誠にご苦労さまでございます。

それでは、去る11月27日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告させていただきます。

まず、今定例会に上程されます町長提出案件は、協議案件1件、条例案件4件、補正予算2件の計7案件であります。請願書の提出は1件であります。また、一般質問は8名の方から通告がありました。

以上のことを踏まえ、協議した結果、今定例会の会期は本日12月3日から15日までの13日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

◎会期の決定

○議長（梅澤哲夫君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日12月3日から12月15日までの13間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日12月3日から12月15日までの13日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（梅澤哲夫君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

白子町デジタルトランスフォーメーション推進計画及び白子町議会基本条例の趣旨にのっとり、議会改革の一環として、本定例会からタブレット端末機を会議で使用することにしました。なお、本定例会では、試験的な運用としますのでご承知おきください。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から例月現金出納検査の結果報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（梅澤哲夫君） 日程第5、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 今年も師走の時期となりまして、1年がたつのも早いなと思いつつ、秋を楽しめる期間がないうちに急に冬が来たような寒さとなり、またインフルエンザも例年の時期より早く感染者が増加するなど、例年の気象変動の影響かなと、そのように思っております。

議員各位におかれましては、ご多用の中、第4回議会定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、私の選挙の公約でありますスーパーマーケット誘致対策チームの件でございますが、10月7日に企画財政課を事務局としまして各課横断の8人のチームとして立ち上げることをいたしました。立ち上げ後、早々に会議を開催し、町内事業者の現状や町民の買物の動向、また、町内事業者やスーパー事業関係者、金融機関関係者との情報交換等を行っております。今後も、スーパー事業関係者との話し合いを継続し、買物に不自由している多くの町民の要望でもありますので、少しでも早く誘致ができるよう取り組んでまいります。

次に、10月15日と17日に、町内で進めている千葉県事業を熊谷知事に直接要望いたしました。10月15日には、茂原市や長南町、その他の首長と一緒に一宮川改修事業や茂原白子バイパス事業の事業推進について要望いたしました。特に、茂原白子バイパスは津波対策避難道路、また観光振興、またまちづくりを進めていく中でも重要な道路と町としても位置づけておりますので、茂原市区間の早期事業着手を含め早期完成をお願いしたところでございます。

10月17日には、熊谷知事に南白亀第一排水場を現地視察していただきました。事業の経過や当初計画の完成年度より事業が遅れていることを説明し、予算措置の配慮や早期完成を目指すよう要望いたしました。その後の知事との意見交換の場においても、茂原白子バイパスの事業推進や白潟北排水機場の早期完成に向けて直接要望いたしました。

次に、旧中里プール跡地の和解の件でございますが、9月25日開催の議会定例会におきまして同議案の可決をいただいた後、訴訟代理人弁護士に報告をいたしました。その後、10月8日に裁判がありまして、和解が成立したとの報告を10月15日に受け取りました。今後は、令和8年1月7日の撤去期限まで現地確認をしてまいります。

続きまして、11月3日の文化の日に、町政の発展と進行に多大な貢献をされた方や公共の

福祉増進に尽力された方など4名の方を表彰いたしました。功績内容につきましては、広報しらこ12月号に掲載されていますのでご覧いただきたいと思ひます。また、同日、第7回ふるさとしらこ祭が開催をされました。当初は、青少年センターが改修工事期間のため中止の予定でありましたが、町を盛り上げるため、また町内に多くの方に来ていただくと、そのような機会を増やすということで、町外で開催できる芸能や音楽発表会、農業団体が行うみどりの広場、商工会や社会福祉健康づくり関係団体からの出店など、合計32団体の協力を得まして多くの来場者を迎え、盛大に開催をされました。

次に、先月26日に終了したデフリンピック東京大会に先立ちまして、11月8日、9日にメローカップ、世界デフサーフィンチャンピオンシップが古所海岸で開催され、9か国89名の選手が出場いたしました。白子町で開催されたことで、障害者との国際理解の機会を持てたことは、今後の共生社会を進めていく中で、福祉活動を進めていく中で、町民にとっても大きな意義があったのではないかなと、そのように思っております。

最後になりますが、第4回議会定例会におきまして、協議案件、条例案件及び補正予算などについて上程をさせていただきましたので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（梅澤哲夫君） これで町長の行政報告を終わります。

◎請願第4号の上程、説明、委員会付託

○議長（梅澤哲夫君） 日程第6、請願第4号 訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書を議題といたします。

紹介議員より趣旨説明を求めます。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、請願第4号についてご説明申し上げます。

請願第4号、令和7年10月20日受理。

請願名、訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書。

請願者、社会保障推進千葉県協議会会長、鈴木徳男。

紹介議員、市川隆子。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

趣旨といたしまして、3年に一度の介護報酬の改定で訪問介護の基本報酬が引き下げられました。訪問介護は、独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられず介護崩壊を招きかねないと、多くの事業者や介護関連の団体から不安の声が上がっています。

この問題に関しましては、過去に一般質問もしましたが、白子町でも現在では1事業者しか訪問介護サービスを提供できる事業者がなく、コスト高や介護人材不足などにより事業の継続ができなくなるかもしれません。

よって、請願項目にありますとおり、訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に行うとともに、その財源保障となる国庫負担割合を拡大するよう国に意見書を提出することを求めるものです。

以上のことから、本件の請願書に賛意を示し、紹介の任を務めることといたしました。

議員各位のお手許に、資料として請願書全文の写しを添付してありますので、長文ではありますがご高覧いただき、この請願の趣旨にご賛同の上、採択賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） お疲れさまでした。

本請願は、会議規則第91条の規定により厚生文教常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎一般質問

○議長（梅澤哲夫君） 日程第7、一般質問を行います。

◇ 高 山 隆 一 君

○議長（梅澤哲夫君） 通告順により、4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 4番高山隆一。通告順に従い一般質問をいたします。

1つ目、津波避難について。

今年の7月30日に発生した津波について、町の対応及び町民の対応が的確に実施できたの

か伺います。また、この津波避難についての検証を実施したのか伺います。防災拠点たる白子町役場の動きについて、どのような動きを取り、どのような問題点があったのか伺います。また、町民は避難の際は徒歩避難が原則と言われていますが、住民の避難活動はどうであったか伺います。

防災拠点として、非常発電設備について他都市の一例を挙げさせていただきます。過去において、兵庫県尼崎市において、線状降水帯による集中豪雨の際、河川の堤防決壊により防災の拠点たる市役所において非常発電設備が洪水により作動しなかった。これは、集中豪雨及び洪水による市役所駐車場に設置されていた非常発電設備が水没し、発電をしなかったこととあります。このようなことにより、電気を使用する防災拠点活動が実施できなかったということとあります。白子町役場の非常発電設備はどこどのような位置にあり、津波が堤防を越えた際にも正常に発電する機能を有しているのかを伺います。併せて、調査により必要であれば移設を実施するのか伺います。

2点目、小学校統合後の旧校舎の利用について。

3小学校統合によるそれぞれの校舎、施設、設備についてどのように活用していくのか伺います。

3点目、メガソーラー発電設備について。

白子町内にメガソーラー発電設備の計画があるそうですが、この内容の説明と、併せて環境など法律に適したものであるか伺います。

4点目、小中学校のプールの活用について。

ここ数年前から異常気象により夏の気温が上がり、他の市町村では授業でプール利用に障害が発生しているが、白子町での利用に障害などの発生はないか伺います。

今年7月9日、滋賀県守山市立河西小学校で起きた炎天下の水泳授業で小学生62人がお尻にやけどをしたと。高温になったプールサイドに座ったことが原因と言われていました。プール監視人が熱中症で業務に支障が出たという一般的なニュースなども併せて、町内でこのようなことがなかったのか伺います。また、どのような対策を講じているのか伺います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 高山議員の質問にお答えします。

まず、津波避難についてでございますが、7月30日の津波警報に伴う対応では、地震、津

波による被害がなかったこともあり、対応上の大きな問題点は生じなかったものでございますけれども、一連の対応の振り返りを通じ、次の3点の改善を図っております。

1点目は、避難指示対象区域の明示でございます。津波注意報、警報、大津波警報の発表に伴う避難指示において、具体的に地名を明示するよう配信文を見直すとともに、警報の発表後、速やかに避難指示が発令されるよう配信システムの設定を変更いたしました。

2点目は、緊急避難場所における暑さ対策でございます。当時、しらかた防災の丘では、猛暑の中、日陰のない築山山頂に長時間滞在することによる熱中症リスクを考慮し、津波警報が出ている中でありましたが、避難者を白潟小学校に移動させることとなりました。その教訓から、現在は、しらかた防災の丘の備品の中に簡易テントを追加いたしました。

3点目は、9月に議会から助言をいただきました「耳で聞くハザードマップ」の普及についてであります。ホームページ、ひまわりメールによるお知らせのほか、防災に係る講習会等の場で、機会あるごとに情報発信に努めております。

次に、小学校統合後の旧校舎の利用についてでございますけれども、令和12年度に小学校統合を目標とした白子町小学校適正配置等基本方針が策定され、統合小学校開校に伴い町内3小学校が閉校となることから、統合後の小学校跡地の活用について全庁的な検討に向けた準備が必要になっております。令和8年度に小学校統合準備委員会が発足する予定であり、それと同時に、小学校跡地検討委員会を立ち上げるとともに、両委員会において、統合後の小学校跡地につきましては、地域の実情やニーズを踏まえながら、町民の皆様のご意見を聞きながら有効活用を検討したいと考えております。

学校跡地の活用につきましては、全国的な事例では、社会教育施設などの公共施設として利用しているほか、福祉施設や企業等の施設など民間が活用している事例もあり、小学校跡地の活用用途は多様なものとなっております。しかしながら、建物の老朽化などにより活用の用途が決まらない事例も多くある状況もありますので、本町においても老朽化が著しい校舎等の活用については大きな課題であると認識をしております。

これらのことを踏まえ、校舎等の活用については学校教育活動以外に、地域サークル活動などの学校開放や学童保育、避難所の指定や一時避難場所としての利用について関係部署により現在の状況を確認するとともに、有効活用を協議してまいります。

次に、メガソーラー発電設備についてでございますが、ソーラー発電設備では1,000キロワット以上の発電能力を持つ設備がメガソーラー発電所として定義されております。

ご質問の設置予定発電設備の内容については、1,000キロワットを超えるためメガソーラ

一発電設備に該当し、また、事業地範囲面積は1万8,574平方メートルで、パネル設置周囲には緑地帯を設け、景観の配慮が行われる計画となっております。

次に、法令等の準拠についてでございますが、ソーラー設備の設置に当たっては、住宅用を除き再生可能エネルギーの利用促進に関する特別措置法に基づき、経済産業大臣の認定を受けて事業が行われます。これにより、事業が適正に実施されるよう、資源エネルギー庁が定めた事業計画策定ガイドラインに沿って計画立案、設計、施工、運用、管理、地域活性化、撤去及び処分などに関する取決めがなされております。さらに、設置予定地に隣接する住民に対しては、地域との良好な関係構築や周辺環境への配慮が含まれ、環境や地域への影響を考慮した対策が求められております。

また、白子町では、令和4年4月1日から施行されました白子町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に基づき、設置に必要な書類を提出いただき、事前に確認を行っております。

次に、小中学校のプール活用については教育長より答弁させます。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、太田和晴彦君。

○教育長（太田和晴彦君） 高山隆一議員のご質問にお答えいたします。

町内の小中学校のプールでの授業において、暑さによるやけど等の事故は発生しておりません。熱中症ややけど等の事故を防ぐために、町内の小中学校においてはWG B T、暑さ指数また熱中症指数と呼ばれるものですが、この指数が31度を超えた場合や気温35度以上の場合、児童生徒の安全を守る観点から、プールでの授業を中止しております。今年ですと、白子町の小中学校において合計7回のプールの授業が中止となり、別日に実施されました。

今後も異常気象が続くことが予想されますので、日々の気象状況に注視しつつ、児童生徒の安全を第一に考え、各校においてプールの授業が実施できるよう取り組んでまいります。

○議長（梅澤哲夫君） 高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 2点ほど再質問させていただきます。

1点目は、津波避難についての内容の中で、今回の津波の教訓を生かして次の防災対策につなげていただければと思いますけれども、今後の執行部の対応について伺います。

あわせて、2点目、小学校統合後の旧校舎の利用について。

失礼いたしました。一問一答ということですので、津波避難についてご回答いただきたいと思っております。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） ただいまの再質問にお答えいたします。

今回の津波については、ロシアのカムチャツカ半島での震源となっております、いわゆる遠地地震でございました。その影響があつて、大分広範囲に繰り返し波が襲来したという状況でございました。それに伴つて、津波警報が9時間近く続いたというところと、それから気温が35度前後あつたということから、町長の答弁があつたとおり、避難場所での暑さ対策、それから避難指示対象区域の明示、これらの改善を踏まえて今後適正に対応して、的確な避難行動ができるよう進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 高山隆一君。

○4番（高山隆一君） ありがとうございます。

もう一点が、小学校統合後の旧校舎の利用についてということですが、統合まで時間があるという中で、そのときになったら場所を提供するのではなく、今からでも使うことができると思われる小中学校の空き部屋や空き教室、そういうものの利用をされてはいかがでしょうか。例えば、生涯学習の授業などの定員が多いという話を聞いておりますけれども、これを小中学校の空き部屋で利用させることはできるのか。また、白子町の中央公民館の体育館は耐震基準の問題で閉鎖中となっておりますが、郷土資料館とか社会福祉協議会など、隣接したまま利用されておりますけれども、こういうものも小中学校の空き部屋等に移設してもよいのではないのでしょうか。ご回答をお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） ただいまの小学校の空き教室の現時点での活用についてお答えします。

現在、白子町の小中学校3校とも単学級であるため、児童の学級以外の教室は複数存在しております。しかし、そのような教室は、現在、児童の更衣室、少人数教室、学習備品室、災害時用の備品倉庫として利用しているため、実際の空き教室はほぼない状況にあります。中学校も同様の状態です。ですので、生涯学習の活動、郷土資料室、社会福祉協議会の施設としての利用は厳しい現状です。また、セキュリティ一面でも、子供に関係ない不特定多数の方が学校校舎を利用するというのは難しいと考えられます。

今後、小学校の統合に向けて関係各課と連携を図りながら、統合後は有効的に小学校の校舎を活用できるよう計画的に準備をしております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 高山隆一君。

○4番（高山隆一君） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

◇ 秋 葉 広 行 君

○議長（梅澤哲夫君） 引き続き、3番秋葉広行君の一般質問を許します。

3番秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） 3番秋葉広行です。

私は、農業用水施設の更新について、次に児童生徒を取り巻く現状と課題についての2点について質問します。

まず、農業用水施設の更新についてですが、揚水、排水の両面から見たときに、排水に関して申し上げれば、関地区では平成17年に建て替えた東郷関第一、第二排水機場、白瀉地区では令和元年から稼働している白瀉排水機場、南白亀地区では、進行が遅れておりますが、整備が進んでいる南白亀第一排水機場など、農業のみならず住民の良好な生活の面から見ても、年々改善、改良がされています。

一方、揚水の面については、昨年的一般質問でも申し上げたとおり、両総用水は完成後約60年が経過し、地盤沈下の影響等も加わり、かなり不具合が発生していることも事実です。そして、両総用水完成約15年後に施行された鉾毒対策事業では、南白亀側南北圃場の塩害も軽減され、現在ではおかげさまでほとんど被害は伺っていません。しかしながら、45年を経過しており、当時敷設された管は塩ビ製のVP、VU管であり、劣化が進んでいて時々供給時に漏水を起こしております。適時に対応していただいているところですが、大切なインフラとして、町営ガス管、広域水道、コミュニティプラントに並ぶ大切な地下埋設施設でありますので、早め早めの対策をぜひお願いしたいので考え方を伺います。

次に、児童生徒を取り巻く現状と課題について伺います。

先日の報道で、全国の不登校児童生徒の数が35万人を超え、13人に1人の割合となり、過去最大だと報じられました。そこで、白子町内4校における不登校の現状と対策について伺います。

いじめ防止対策推進法が平成25年にできて12年がたとうとしています。大人の社会では、何々ハラスメントとして明文化され、徐々に規制されているように思いますが、子供たちの

社会では、どこまでが許され、どこからがいじめに該当するのかがはっきりしない面もあろうかと思えます。不登校と問題行動は全く異なることであり、加えて個人のプライバシーにも関わる敏感な部分でもあります。公表できる範囲で結構ですので、2つの点について現状と対策を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 秋葉議員の質問にお答えします。

まず、農業用水施設の更新についてでございますが、鉍毒対策事業は、地下に埋蔵されている天然ガスの自噴活動が激化し、ガスと共に噴出するかん水に含まれている塩分等により水稲に被害を及ぼすため、県営鉍毒対策事業、白子地区として昭和53年から59年に内谷川潮止堰3か所の揚水機場、造成及び排水パイプライン延長約10キロが整備され、二級河川内谷川の河川水を希釈水として荊金、関、五井、古所、南日当地区の274ヘクタールに供給しております。また、事業により、客土、用排水路整備も実施しております。4月から8月までの用水を必要とする期間中、内谷川から取水し、漏水の点検を実施しながら送水しており、漏水時には緊急工事等により対応をしておるところでございます。

事業完成から今日まで長期間が経過しており、耐用年数を超過している設備も多く、機能低下や事故のリスクを高め、水稲作付において影響を及ぼす可能性もあり、長期的な視点で効率的な対策を取ることが必要であります。

今後も施設を継続的に維持していくため、計画的な管理と機能診断を実施し大規模な修繕や工事等を必要とするものについては、工法や費用などを含め、土地改良区、維持管理組合と十分に協議し、国や県の補助事業を活用して効果的な整備を講じていくべきと考えております。

また、近年の異常気象により水稲への高温障害や用水不足など深刻化する状況を鑑み、高温に適応した品種や水不足に対する農法事例等も踏まえ、水利施設の管理を省力化していく検討も必要ではないかなと、そのように思っております。

次に、児童生徒を取り巻く生徒指導上の課題については教育長より答弁をさせます。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、太田和晴彦君。

○教育長（太田和晴彦君） 秋葉広行議員のご質問にお答えします。

不登校児童生徒数は、全国において過去最多であり、白子町においても増加傾向にあります。令和7年10月現在の白子町の4月から30日以上欠席の不登校児童生徒数は18名です。ま

た、いじめ等の児童生徒の問題行動も同様に全国において増加傾向にあります。白子町内の小中学校においては若干増加傾向です。不登校やいじめ等、問題行動については、学級担任を中心に支援、対応をしておりますが、管理職と他の教職員間の連携を密に取り組織で当たるようにしています。

また、学校に配置しているスクールカウンセラー、町の教育相談員、長生地区の訪問相談担当教員やスクールソーシャルワーカー、児童相談所等の関係機関と連携して対応する場合があります。不登校やいじめ等、問題行動の課題はそれぞれ複雑化しており、解決までに時間がかかることです。また、不登校に関しては原因や理由が明瞭でなく、不登校児童生徒に合う支援の方法が一人一人異なるため、方策を決定しづらいことがあります。児童生徒本人や保護者と学校が協議しながら支援を継続しています。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） まず用排水のことについてですが、昨年、産業建設常任委員会で視察した横芝光町のパイプライン化など、長い目で見た開渠揚水、パイプ揚水の在り方を検討していただきたいと思います。

今、米価は高騰しています。昨年からの令和の米騒動とも言われる米不足、農政においても、長年の生産調整から一転した増産体制への方向転換、しかし現政権では再度生産調整の方針など、まさに猫の目農政と言わざるを得ません。答弁にもありました高温に強い水稻品種の作付や、あまり水を必要としない栽培方法などは、大変興味のあるところであります。水利施設のさらなる省力化についてもぜひ改善しなければなりません。町内は3つの維持管理組合が存在し、簡単ではありませんが前向きに考えていただきたいと思います。

後ほど大多和秀一議員より関連の質問があるように伺っておりますので、私からは農業関係については以上で終わります。

次に、不登校関連についてです。

先ほど18名の児童生徒の数をお答えいただきましたが、今はいろいろな学びの形があり、高校や大学においては通信制の教育を選ぶ若者が多いようです。義務教育の場合は不登校と表現するのかなと思いますが、小中学校においてもフリースクールと言われる学びの場があると聞いています。あるときをきっかけに学校に行けなくなった、勉強したいけど学校には行けないなどに対応する学びの多様化学校ともいいましょうか。

そこで、再質問として、町内近隣にそのようなフリースクールは存在するのか、また、そ

ここに通学する児童生徒はいるのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） 秋葉議員のご質問にお答えします。

長生管内で市町村が設置するフリースクール、学習支援教室は複数ございます。白子町では、教育委員会にある教育相談室が児童生徒の学習支援をすることがございます。また、民間が設置するフリースクール、学習支援教室も、長生管内には複数ございます。

白子町では現在、フリースクール、学習支援教室に通っている児童生徒はおります。その中の一人はオンラインで自宅にて授業を受けています。その授業に参加した日にちをそのフリースクールが毎月計算しまして、その結果を白子町の学校に報告することにより、その日数が出席日数として加算されるような状況にもなっております。

学びの多様化ということが今進んでおりますので、今後も児童生徒の学び方の多様化に伴い、全ての子供が安心して自分らしく学べるような環境を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） ありがとうございます。今はいろいろな学びの形があるということで、今後ともよろしく願いいたします。

最後に関連してもう一点伺います。

近年、茂原市を中心とした青少年の問題行動が非常に多くなっているように聞いています。次の世代を担う若者が荒れた青春時代を過ごし、社会に悪い影響を及ぼすようなことは見過ごすわけにはまいりません。この点もプライバシーの観点がありますが、大まかな現状について教えていただければと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） 秋葉議員のご質問にお答えします。

議員のご指摘のとおり、昨年の末ぐらいから長生郡内の児童生徒や高校生、また高校を中退した若者が茂原市内に集まり、問題行動が増えている現状があります。問題行動の内容といたしましては、公園等での喫煙や飲酒、商業施設や公共施設における迷惑行為、自動二輪車の無免許運転や暴力行為等です。

先日、関係機関の1つと情報交換を私が行いましたが、問題行動は現在もかなり増加しており、逮捕事案も出ていると聞いております。対策としましては、茂原警察生活安全課、千

葉県警の機関である外房少年センター、茂原市青少年センター、長生地区学校警察連絡協議会等の関係機関が中心になって、見回りや補導活動を継続して行っております。また、今月の22日には、先ほど述べた関係機関と長生地区の教育長会が情報交換を行い、今後どのように連携して対策していくかという協議を行う予定です。

では、白子町の児童生徒についてはどうかというと、地域の皆様や各家庭の日頃のご協力により、他の市町村に比べて大変落ち着いております。しかし、そこは楽観視せず、教育委員会、小中学校、保護者と地域の皆様が連携を密に取りながら、健全な児童生徒の成長を目指していきたいと考えております。

○議長（梅澤哲夫君） 秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） ありがとうございます。

振り返ってみると、20年ぐらい前に茂原市を中心とした子供たちが非常に荒れて警察沙汰になったこともありました。引き続き白子町の子供たちが健全に成長できるようにお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で3番秋葉広行君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 前 田 充 浩 君

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君の一般質問を許します。

2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） 通告に従いまして、1回目の質問を行わせていただきます。

初めに、中学生の部活動について1問質問いたします。

部活動の地域移行について伺います。

学校の部活動については、これまで文部科学省において平成25年に運動部活動での指導のガイドラインの策定がされ、平成29年に部活動指導員制度の導入、平成30年に運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが策定され、令和2年に休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示されました。

深刻な少子化の影響により、今後ますます生徒数の減少が加速化し、部活動の持続可能性という面で厳しさが増しております。あわせて、教職員の皆様の長時間労働の是正と働き方改革が求められている状況の中、部活動の地域移行は必要な取組であると考えます。

そこで、白子中学校の現在の部活動の取組状況について伺います。

次に、交通手段の確保について1問質問させていただきます。

タクシーチケットの配布について伺います。

全国的に少子高齢化が加速的に進んでおり、特に単身高齢者世帯の増加が顕著に現れる中、地方都市ではマイカー利用が必須であり、免許返納をためらう方が多くおられると思われま。本町が実施しているタクシーチケット配布事業は、高齢者の方の交通手段の確保に大きく貢献している取組であると考えております。

そこで、本町が実施しているタクシーチケット配布事業の詳細な取組内容について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 前田議員の質問にお答えします。

まず、中学校の部活動については教育長より答弁をさせます。

次に、交通手段の確保についてでございますが、白子町福祉タクシー事業の目的は、議員もおっしゃられたように、障害者、高齢者及び妊産婦等の交通弱者の方々に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会参加の促進を図るなど、利用者の福祉の向上に寄与しているところであります。

福祉タクシー事業の令和7年度の実施状況でございますが、10月末現在の登録者数は875名であり、内訳は、70歳以上の高齢者は812名、障害者49名、人工透析患者8名、要介護者4名、妊産婦2名となっており、登録者の方々が使用した利用券は2万3,019枚でございます。

す。

また、利用者へのチケットの配布枚数と助成額につきましては、1人年間500円のチケットを96枚、総額4万8,000円分のチケットを配布しており、例外的に透析患者のみ288枚、14万4,000円分のチケットを配布しております。

また、事業実施に当たり、指定業者として39社が町と協定を締結している状況であります。

以上、福祉タクシー事業の実施状況でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、太田和晴彦君。

○教育長（太田和晴彦君） 前田充浩議員のご質問にお答えします。

白子中学校部活動の現在の状況ですが、野球、サッカー、ソフトテニス、バスケットボール、バレーボール、剣道、柔道、吹奏楽の既存の8種目は、現在も教員が指導しており、現時点でまだ地域クラブ等に移行した部活はありません。しかし、土日の部活動が学校から離れるということになれば、柔道は白子少年柔道クラブが引き受ける等、種目によっては協力いただける団体もあります。

また、既存の部活動以外では、新たにヒップホップダンスクラブの設立準備を整え、10月に募集をしたところですが、参加希望者がおりませんでしたので、結果的に活動開始に至らなかった状況があります。

白子中学校では、令和7年7月現在で、生徒数215名のうち170名が部活動に加入しており、加入率は79%と高く、土日の活動を望む生徒もいることから、教育委員会においても、子供たちのスポーツ・文化活動の機会の確保を図らなければならないと考えております。

国では、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間、令和8年度からは改革実行期間として、可能な限り早期の実現を目指す方針を示しておりますので、本町においても、学校と地域が連携した持続可能な仕組みづくり、教員の働き方改革等を踏まえ、令和8年3月までに推進計画を策定し、スムーズな移行ができるよう、引き続き取り組んでまいります。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） それでは、再質問をさせていただきます。

部活動の地域移行について質問いたします。

白子中学校の現在の部活動の取組状況について、先ほどご答弁いただきました。

部活動の地域移行を行うに当たり、指導者の確保が最大の課題であると考えております。

中学生が希望する部活に熱中できる環境を整えていくことが必要であり、多様な部活動が持

続的に行える環境整備を行っていただきたいと考えております。

そこで、部活動の地域移行を促進するための指導者確保等をどのように行っておられるのか、どのように行っていくのか、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） 前田議員のご質問にお答えします。

指導者の確保等、どのように行っていくのかとのご質問でございますけれども、現在、町のホームページにおいて、中学生の休日の部活動を受け入れてくれる団体を募集しているところです。

また、千葉県教育委員会では、課題となっております指導者確保のため、市町村と指導者をマッチングする広域的な指導者人材バンクを開設いたしました。今後は、本町でもこれらを活用していきたいと考えております。

そのほかにも、町スポーツ協会に属する各種団体へ、引き続き協力依頼を行っていくと同時に、パンフレットなどを作成し、幅広く町民に募集、周知し、地域全体で多様な人材を安定的に確保できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） それでは、再々質問をさせていただきます。

令和4年12月に、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定され、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間と位置づけ、様々な自治体で実証事業が行われておりますとの話もありました。

そのまた一つである福島県石川町の取組を紹介させていただきます。

管弦楽の部活動で、運営形態が市区町村運営型の地域移行であります。参加生徒数は18人であり、活動部は月2回、活動時間は3時間あります。地域の文化芸術団体から、知識と技術を有する指導者を派遣し、生徒の技術及び意欲の向上が図られ、顧問教員の負担軽減も図られておりました。

そこで、本町の様々な文化芸術団体等にお声かけをしていただき、指導者確保を図っていただきたいと考えておりますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） ご質問にお答えいたします。

ただいま前田議員が、福島県石川町の管弦楽の部活動の取組事例を参考に挙げられました

けれども、実は本町におきまして、音楽、吹奏楽の指導者を探すことが一番苦慮をしているところでございます。

地域の人材の中で、音楽関連の知識と技術を有した方がどれくらいいるのか、また、いた場合に協力していただけるのか、それが可能なのか、現時点で不透明な状況でございます。

前田議員からご提案がありましたように、本町の文化芸術団体やPTAなど、幅広く声をし、また、先ほど申し上げました千葉県の人材バンクを活用するなど、様々な方法で指導者確保に努めてまいります。

しかしながら、それでも指導者が見つからない場合もあろうかと思えます。そのような場合を想定いたしまして、長生郡市内の7市町村では、広域的に連携協力をして、どこの中学生であっても可能な範囲で受け入れていただけるよう、体制を整えているところです。

吹奏楽につきましては、長南町の吹奏楽団が受け入れていただけるという情報を得ております。しかしながら、保護者が送迎することを考えますと、距離的には少し遠く、不便な面もありますので、まずは町内で指導者を確保できるよう、探してみたいと思っております。

以上となります。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ありがとうございます。

最後に要望になりますけれども、太田和教育長、ぜひとも、たくさんのご父兄の方々からご相談があります。部活はこの後なくなっちゃうのか、それとも教育委員会として、どのような方向性をしっかりご父兄の方々に示されていくのか。そこをきちっとやはり、明確にしていきたいと本当に思います。

また、生徒たちが望む部活を行うことができるように、適切な地域移行を進めていただき、白子中に通ってよかったと思える環境整備をぜひよろしくお願いをいたします。

ありがとうございます。

続きまして、タクシーチケットの配布について再質問させていただきます。

次に、タクシーチケットの配布について質問いたします。

先ほど、本町が実施されているタクシーチケット配布事業の詳細な取組内容についてご答弁をいただきました。

そこで、本町が実施されている免許返納者への補助事業はどのようなものがあるのか、また、返納者の人数が分かれば伺います。ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、前田議員のご質問にお答えいたします。

現在、免許返納者の方を対象とした補助事業、移動支援の事業のほうは特に実施しておりませんが、町は、障害者の方や高齢者、要介護者の方とか、交通弱者の方々を対象としました外出支援事業や、白子町福祉タクシー事業等、様々な事業を交通弱者の方々の支援として実施しているところであります。

返納者の方の人数についてですけれども、町は現在把握はしていません。ですが、幕張の運転免許センターのほうに町から照会をかければ、返納者の方のデータのほうは提供いただけるということですので、必要がありましたら、免許の返納者の方の人数を把握したいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） 再々質問させていただきます。

現在のタクシーチケットの配布は70歳以上となっておりますが、様々な事情により、70歳未満でも免許を返納される方もおられます。

そこで、タクシーチケットの配布範囲を免許返納者にも拡大していただきたいと本当に考えておりますが、見解を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、前田議員さんのご質問にお答えします。

70歳未満の免許返納者の方については、議員のおっしゃるとおり、移動支援の網の目からこぼれ落ちてしまっている状況となります。

先日、町長とも協議しまして、次年度より、免許返納者の方を福祉タクシー事業の支援対象者として追加していく方向で検討したいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ありがとうございます。

最後に要望になりますけれども、買物困難者の方々が、やはりたくさんおられます。そういう声を町の中でいっぱい聞きます。ですから、ぜひ町民の方々の足の確保は、町の繁栄にも直結いたしますので、タクシーチケットの配布拡大への取組を、さらにやっていただきたいなと思います。

また、免許の返納者の方に、今お話がありました、どうか、どんどん拡充のほうも、これ

からもよろしくお願いをしたいと思いますので、以上です。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で2番前田充浩君の一般質問を終結いたします。

◇ 大多和 秀 一 君

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、13番大多和秀一君の一般質問を許します。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 13番大多和秀一です。通告順に従って、2項目4点について伺います。

秋葉広行議員と類似する点がありますが、ご了承いただきまして、1項目めとして、3月の第1回定例会において、持続可能な水田農業の在り方について質問をしたところですが、その後、産業建設委員会を中心として、県内の取組事例として、横芝光町の営農組合、また、両総用水の施設等を視察し、白子町の状況等を含めて、今後の方向性を検討しているところ

です。

今回は、この施策と、水田農業に限らず白子町で展開されている多くの経営形態について、現状と持続可能に向けた今後の施策の推進について伺います。

1点目として、安定した需給が求められる米政策において、白子町が取り組める農地の基盤整備についてですが、増産から一転して、需給のバランスを考えてという国の米政策、まさに秋葉議員もおっしゃってございましたけれども、猫の目行政と言われるそのものでありますけれども、米不足の要因が需給見通しの誤りで済まされるものではありません。一農家の立場から苦言を呈したいと思います。

さて、食料の安定供給を担う農業の役割、重要性を考えれば、その生産基盤は盤石でなければなりません。白子町では、昭和40年代に行われた基盤整備から約半世紀が経過をし、あちらこちらに脆弱な箇所が見受けられるような状況になりました。持続可能な農業であり続けるために、脆弱を盤石にするための基盤の再整備をどう進めるか、調査状況を含めて伺います。

2点目として、農業といっても様々な経営形態がありますが、白子町は平たんで砂壤土と

いう土質の下、多くの品目が栽培され、畜産業を含めて様々な経営の姿がありました。また、施設園芸も積極的に取り組まれ、首都圏への供給産地として、その地位が確立されてきました。

しかしながら、近年は気候の変動をはじめ、様々な環境の変化により、農家数の減少、担い手の不足、さらには農地の荒廃へとつながっています。これは白子町だけでなく全国的な傾向にあり、12月1日の新聞記事に、全国の酪農家戸数の減、都府県では来年にも5,000戸を割り込む可能性があるると掲載されていました。

農業の衰退が懸念される中、国は2024年5月に改正された食料・農業・農村基本法を基軸として、多くの施策を打ち出しています。白子町でも、担い手への農地の集積をはじめ、タマネギ、ネギのブランディング化への取組、新規就農支援など多くの振興策が取り組まれています。今後の進め方について伺います。

2項目めとして、行財政運営について伺います。

1点目として、業務を進めるに当たり、職員は各部局ごとに定数を定め、所管の業務を担うということになります。業務内容は多岐にわたり、より専門的な知識を各分野で求められます。さらに、改革の名の下、効率化が進められ、会計年度職員等を含め、業務の執行がされています。監査委員の立場から、先日の定期監査で、業務の執行状況、職員の勤務状況等、質問をさせていただきましたが、改めて職員配置の在り方について考慮している点を含めて伺います。

2点目として、今、社会全体が労働力不足から人材の確保が困難な状況となっています。町においても新規の採用に苦慮しているということをお聞きしますが、健全な財政運営を推し進めるためには、適正な職員数の確保は必須条件となります。広報しらこでも職員募集のページを拝見しますが、会計年度任用職員、再任用、任期付職員も含めて、人材確保に向けてどのような取組がされているのか伺います。

以上、2項目4点、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大多和議員の質問にお答えします。

まず、本町が取り組める農地の基盤整備についてでございますが、町においては、昭和30年代後半から40年代にかけて基盤整備の一環として、県営圃場整備事業により大規模な土地改良事業を実施し、水田1区画30アール、用水路や排水路と共に整備をしてきたところでご

ざいます。

事業完了後50年以上経過していることから、施設等の老朽化により、用水の通水不足や排水不良等、稲作を作付している担い手農家については深刻な問題となっているところは承知しているところであり、町として早急に対策を講じる必要があると認識しております。しかしながら、町単独による事業は限りがあり、ましてや大規模な基盤整備となると非常に厳しく、困難であることは議員もご承知のとおりだと思います。

今後の基盤整備等については、町が指揮を執るということもあるでしょうが、地域の皆さんと共に協議をしていくことが必要であると考えます。

土地改良や維持管理組合、担い手を含め、今すぐにできることは何か、あるいは10年後、20年後を見据えた中での協議をしていくのか、いずれにいたしましても、基盤整備の事業実施については多額な事業費が伴いますので、国や県、土地改良区、あらゆるところから情報収集し、できるだけ受益者にとって負担が少ない有利な事業展開をしたいと考えております。まずは担い手や関係者の声を聞きながら、今後について検討していきたいと思っております。

次に、農業振興の在り方についてということですが、本町の農業は、農業従事者の減少や高齢化によって農家数は減少しており、各種農業団体についても、社会情勢の変化等により減少しております。同様に、作付形態も変化が見られ、昭和40年代や50年代は現在のような施設による水耕栽培はなく、スイカやメロン、ナスなど露地栽培による多品目の野菜が作付されていましたが、現在の露地栽培の多くはタマネギや長ネギ、葉物などに変わってきました。作付形態に変化は見られるものの、安定した農業経営を実現させていかなければならず、これからの町の農業振興と発展のため、JA長生や、関係機関と連携を密にしていく必要があると考えます。

さらに、今後の町の農業を担っていく担い手の支援強化を図っていくとともに、新規就農者の育成や支援、スマート農業の導入や法人化など積極的に取り組み、持続可能な農業を推進していきたいと考えております。

続きまして、職員の適正配置の在り方についてでございますが、役場業務の推進に当たり、職員の適正な配置を実現することは、住民サービスの質を確保することで不可欠でございます。そのためには、各課が担う事務事業の実態と需要を正確に捉え、職員の能力や適性と結びつけることで、過度な負担の分散と専門性の活用を両立させなければなりません。

令和7年度には、正職員137名、会計年度任用職員77名、合計216人の職員で役場の全業務を担当しております。正職員については、職員個人の能力やモチベーションの維持等を考慮

しながら人事異動を行っており、全体としての業務が効率的に好循環されていくよう配置をしております。

次に、行財政規模に応じた職員の確保についてでございますが、近年、人材の確保は官民間問わず困難な課題となっております。少子化傾向に加え、地方公務員の仕事の魅力、やりがい等を感じ、本町で働いている方が少なくなっているのだと思っております。

職員採用に当たっては、年齢要件の緩和や国の制度を利用した人材の活用など、限られた財源の中で職員確保をするために、工夫し対応しているところでございます。

白子町で働きたいという人が増えるよう、町の魅力を発信、そして職場も働きやすい、明るい雰囲気づくりになるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 答弁ありがとうございました。

それでは再質問に入ります。

まず、再質問の1点目ですけれども、町が取り組める基盤整備について、早急な対策が必要だという認識の下、既にすべきこと、あるいは10年後、20年後を見据えて取り組むべきことと、これらに関係者と協議をしながら進めていくとありましたけれども、では、どこまで具体的なスケジュールが組まれているのか。また、町が単独、あるいは連携の中で取り組める事業の範囲について伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 産業課長、田邊治幸君。

○産業課長（田邊治幸君） まず、基盤整備についてでございます。具体的なスケジュールはまだありませんが、10年後、20年後を見据えた農業振興を図るべく、地域計画というものを令和7年3月に策定をいたしました。各地区担い手の集まりによりまして、今後、10年後、20年後、どのように農業経営をしていくかということで協議をするものでございます。

座談会なんですけど、今月の12月、3日間にわたり開催する予定でございます。その中から、様々な意見が出るとおられますので、今後の農業の在り方を検討していきたいというふうに考えております。

次に、町が単独で取り組める事業の範囲ということでございますが、こちらは予算的にも限度がございますので、先ほども町長の答弁ありましたけれども、地域の担い手や土地改良、それから維持管理組合等と協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 3月に質問して以来、産建の方々と一緒に視察等もさせていただいて報告をし、これらについてどうやっていったらいいのかねという話をして、調査をしていきたいと思いますというような、たしか話をいただいたんですが、その後の調査を含めた、すぐすべきことのスケジュールはまだないというふうなお話でありますけれども、10年後、20年後を見据えたところは分かるんですけれども、やはり今すべきことを整理してスケジュールを組むべきだなと私は思っています。既にやられている、例えば町単の軽微な基盤整備とか、あるいは施設に関する補助金等はやられておりますので、これらを一つ一つしっかりと精査し、これらを軸として、今できることをやはりもう一回精査して予算づけをしていってくださることを、まずは希望したいと思います。

それから、計画の中で、既に松潟工区の支線がパイプラインになるという話は聞いていますけれども、これは国あるいは県、あるいは団体の事業として、それぞれが補助金を活用しながら取り組んでいくというような話ですけれども、最終の支線から、さらにいく末端の部分、要は各田んぼへ水を引き込むU字溝のところですが、これについては底地自体が白子町ということで、白子町が基本的には整備を進めるべきものというふうに、そう理解をしていますと思いますけれども、一番皆さんが期待している末端のところのパイプライン、これを町が事業化したときに、実際に予算規模としてどの程度想定をしているのか、分かればお聞きします。

○議長（梅澤哲夫君） 産業課長、田邊治幸君。

○産業課長（田邊治幸君） まず、用水の末端のパイプライン化ということですが、多分、これは田んぼに水が入らない地域があるということで、パイプライン化したらどうかというご質問かと思いますが、実際に、パイプライン化する範囲、それから延長、それが具体的にまだ計画もございませんので、予算規模をお答えすることはできませんが、参考として、先ほど大多和議員のほうからありました松潟支線が、今、パイプライン化ということで県営事業で行っておりますが、参考としてですけれども、そこは一応、延長が4,770メートル、4.7キロなんですけど、事業費が約26億というふうに聞いております。

鉍毒対策事業で実施しましたパイプライン化は約10キロでございますので、単純に2.5倍ですか。ですので、それだけの事業になりますと、当然、町単独では非常に厳しいというか不可能ではないかと思っております。ですので、国とか県とか、補助事業を活用はしなくてはならないと思いますが、まずは地域農業、それから地域農家の方、それから土地改良区、維持管理組合、関係機関と協議して、どのような形で基盤整備を進めていくかということをお早急

協議していく必要があるというふうに考えます。

それから、先ほどのご質問のほうでちょっと回答漏れましたが、今、スケジュールということで、特にないという回答をさせていただいたんですが、実は、町としても産業課としても田んぼに水が入らないというのは話は聞いております。ただ、具体的に、どの場所がどのくらい入らないかということ、私自身もちょっと具体的に押さえていなかったものですから、これは3維持管理組合に協力をお願いして、具体的にどの場所が来ないのかということで図面を頂いております。

私の考えは、今後その図面に基つきまして、農家さんと直接話ができればというふうに思っておりますが、まずは、パイプライン化したことにより不足していた用水が賄えるかといったらそうとも限らないと思います。ですので、その辺も含めて、地域の方々、それから関係機関の方々とも協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。答弁に漏れていた町単の軽微な整備、あるいは設備の補助金について、ここまでの状況を見ますと、持っている執行率が上がっていないというふうに見えます。これらのことについて精査をしていただきたいのをお願いして、次に入ります。

次に、農業振興の在り方についてですけれども、答弁いただいたとおり担い手への支援策、あるいは新規就農者への育成支援など、その具体的な取組がそれぞれ行われていると思います。これらについての今現在の実績あるいは効果について、まずは伺います。

そしてもう一つ、いろいろな作物の変遷がありますけれども、現在、白子町の畑作の中心になっているタマネギ、ネギは作付者も多く、新規就農者の選ぶ作目にもなっています。町としてこれらをブランディング化に向けてどのような仕掛けをしていきたいと考えているのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 産業課長、田邊治幸君。

○産業課長（田邊治幸君） まず、具体的な取組ということでございますが、支援についてはいろいろなやり方があると思いますけれども、まず補助事業です。これは町単独事業もあれば県・国補助の事業もございます。多くは、農業機械の整備、あるいは施設の整備、そういったものに対して補助をしているというものでございます。効果としては、先ほどもありました農業の担い手が減ってきている、後継者が減ってきているということで、今の中心とな

る担い手の方々が経営の規模を拡大するために、効率化を図るために大区画化、あるいは大型機械の導入、そういったものに対して支援をしているところでございます。

それから、ブランディング化に向けてということですが、現在は、その作物等あるいは作付の方法が変化してきております。今、タマネギとかネギ、水稻もトマトもいろいろ品目ありますけれども、どのようにして地産地消、あるいはその地元野菜の消化とか、ブランディング化ということで、ご承知のとおり、ふるさとしらこ祭の中で、みどりの広場ということで、農産物の直売や、あるいは餅を投げたり、様々なイベントを行っているところでございます。

先日は、江東区で行われました湾岸まつり、そちらのほうにも地元の長生産直さんのほうの協力をいただきまして、地元野菜の販売をしていただきました。私も現地に行ったんですけれども、やっぱり新鮮野菜ということで非常に人気がありまして、私も一緒になって、白子町産ですのでよろしくお願ひしますというように声をかけながら、長生産直の方と販売をしたわけなんですけれども、そういった取組によりまして、白子町の野菜が有名になりブランド化され、さらには品質向上ということで、ブランディング化につながればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

新規就農者の支援、補助というふうになりましたけれども、これは実際には県あるいは国からの補助というふうには私は認識をしておりますけれども、国・県の事業に向けて、それに合わせて補助金を町を通じて申請をして、県・国からの補助金が交付されているというふうには理解しておりますけれども、今現在、白子町に新規として就農している方の人数、それから取組の仕方について再度お聞きすると、それからブランディング化に向けて、これは提案も含めてで、設立されたプロモーション白子にこれらを提携をして、これらを商品化、商品化といったらなんですけれども、一つのブランディング化をしたことをお知らせしていくような取組等も考えられますけれども、これらの連携事業についてはいかがなものかというようなこともお聞きをします。

さらには、各経営体にそぐう支援の必要性を見極めることもとても必要でありますし、今、この町の中でどんなものが作られて、どんな方々がどんな思いで仕事をしているかということの把握も当然必要になります。このことを把握するために職員が現場に出向くことが、出

向いて情報の収集を図るといのは、今の所管の業務の中で可能であるかどうかもお聞きをします。といのは、なぜこれを聞くかといと、米の政策が非常に揺れ動く中で、本町の稲刈りの時期を迎えたときに、産業課に尋ねて、産業課長に依頼をした件があります。といのは、これだけの米政策で農家が戸惑っている中、それぞれ、この町の今の米の収穫を迎えている中で、それぞれ農家の思い、あるいはそれぞれの農家の実情を自分たちの足で、町の農業振興を図るのであれば、自分たちの足で歩くのはできないのかいとい話をしたときに、とてもとても職員の人数が不足して、外へ出ることはできませんといようなお話もありました。実際に、どんな職員もそうですけれども、形態を把握していくためには、振興を図るためには、町職員そのものが町を歩いて、その状況を把握していかなければならないといのが基本でありますので、この辺も含めて、今の所管業務の中で可能であるかどうかお伺いをします。

○議長（梅澤哲夫君） 産業課長、田邊治幸君。

○産業課長（田邊治幸君） まず、新規農業者の方でございますが、今、担い手が減ってきているといことの中で、茂原市、一宮町、長生村、白子、農協さんを含めて組織しています協議会がございますが、そちらで、農家をやりたいとい新しい農業者の方ですね、支援といたしましては、たしか7名だと思っておりますけれども、支援につきましては、当然、新規就農ですから、農業を開始したときは、当然、収入も不安定で、売上げも少ないとい状況でございますので、これは国・県の事業を活用しまして、一月当たり12万5,000円だったと思っておりますが、そちらを毎月、毎月といかこれは半期ごとですけれども、支援しているといこととであります。

それから、2点目のプロモーションによる連携といことです。先ほども言いましたけれども、PRも必要ですけれどもDMOがございますので、そちらのほうとも連携を強化していければといふうに考えております。

それから、形態を見極めるにはといことで、大多和議員がおっしゃったように、現場確認は必要だと思っております。実は私も現場主義といことを意識して、今年度、産業課の職員の中で家が農家とい職員は多分誰もいないと思っておりますが、やはり実際、現場を見て、例えばどのように苗を育てているか、田植はどのようにやっているか、稲刈りどのようにやっているかといことで、実はこの夏に、ある営農組合のほうに、職員現場主義だといことで、実際に自分の目で見てこいといことで、2人現場に行かせました。それで、やはり現場に行って農家の方と直接、いろんなことを質問したり、また、農家の方からこういうこ

とできないかということで話があって、私は、産業課、人が、産業課だけではないんですが、少人数の中で無理やり行ってこいということで行かせたわけなんですけれども、職員も実際に行ってよかったというような話も聞いておりますし、協力いただいた営農組合の方も、よく来てくれたということで、これについては、米だけではなく、施設野菜、あるいは露地野菜、そういったのも全部、もちろん酪農とか、そういったのも含めて、やっぱり現場を自分の足で歩いて、現場を確認するというのは非常に大切なことだというふうに私も考えておりますので、これは継続してやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） いい話を聞かせていただきまして、ありがとうございます。これを受けて、次の質問に入っていきますので、よろしく願いをします。

時間は大丈夫ですか。よろしいですか、継続して。よろしければいきます。

次に、行財政運営の在り方について再質問いたしますが、職員の適正配置について質問したことには、実は2つの理由があります。

一つは、各課に共通して所管業務の推進をしていく上で、人数がまずは不足しているなど感じていること。もう一つは、人事異動に当たり効率的に好循環がされているというふうに答弁がありましたけれども、私は効率的に好循環がされていないというふうに感じています。例を挙げますと、12月22日に受付をした、現在2件の住民監査請求がありますが、60日以内に請求人へ監査結果を通知しなければなりません。12月19日をめどとしますが、白子町は、議会の事務部局の職員が監査委員の事務部局の職員を併任しているため、業務の推進に支障がある、無理が生じているというふうに私は感じています。職員の定数条例について検討すべきかと思っておりますけれども、見解を伺いたいと思っております。また、人事異動に当たりまして、業務の引継ぎがスムーズに行われるようなフォローをどのようにされているのか、まずは伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それこそ、ご指摘のとおり、住民監査請求が出されて、議会会期中ということで、業務量が集中して事務負担が大きくなるということは想定されることでございますが、定数条例につきましては、この単年度の一時的な業務量の増加等ではなくて、やはり中長期的な行政需要を見通した上で、あるいは専門性、公共性等も踏まえた上で設定するものでございますの

で、現時点では直ちに定数条例を改正する必要があるのかというのは、もう少し検討する必要があるなというふうに考えております。

それから、引継ぎについてのフォローでございますけれども、引継ぎをした後も、やはり問題と課題があれば、その前任者が前職の場において適切なフォローはしているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

要は職員の、すみません、定数条例がちょっとどこ行っちゃったか見えなくなっちゃって、職員の定数条例を見させていただくと、今の監査委員事務部局の話ですけれども、議会の事務部局の職員は3人というふうになっています。しかしながら、任用されたのは2人ですけれども、もう一人枠があります。監査委員の事務部局は2人というふうになっています。そうすると、この住民監査請求が出たときに、3人の議会事務局の職員の枠はあるのだけれども、ここが2人しかいないために、監査部局のほうへ2人しか入れないというふうになんか実際にはなるじゃないですか。議会もあるじゃないですか。この事業を推進していくために、当然、両方の形で物を進めたときに、例えば局長あるいは書記さんは、大変な業務の量を背負うことになる。これは理解できると思いますけれども、したがって、この定数条例は昭和30年に改正されていますけれども、これらをよく聴取、精査をしていただいて、こういうことが、住民監査請求というのは当たり前にして起こるものですので、ましてや監査請求というのは必要なものだというふうに私も考えていますので、これらに対応していくために、その措置も、もう一回見直して講じるべきだなというふうに私は感じていますが、これらについてお伺いをしなければならぬというふうに思っています。

また、今おっしゃった中で、好循環の形でいろんな物事がリレーされているという話がありましたけれども、これも先日の定期検査の中でこの職員さんに少しずつ話を聞くことができました。ここがうまくいっているところ、いかないところというところが、正直申し上げまして結構見えましたし、感じました。そういう意味での人事異動に関しては、どういう形がいいのかというふうなことを考えて、先般、打合せをしたときに、一つの例ですけれども、例えば、国の農水省を取ってみると、今、農水大臣は鈴木さんでありますけれども、鈴木さんは農水省の職員であり、それから衆議院議員になった方です。彼は東大の法学部で農業には関係のない方なんです、実は。ただ、お父さんが山形で農業に関係があったらしくて、本

人いわく、山形の米の品種であるはえぬきという言葉を使って、私ははえぬき大臣だというふうなことをおっしゃっていましたがけれども、国の制度を見てみると、その農林水産関係については、農林水産職員がほかの配置をすることなく全部その列で、縦列で業務に当たるといふふうには実際にはなっていると思います。

じゃ、本町の行政の執行をやるに当たり、一人はもうその課から異動しないほうがよっぽど効率があつて、よっぽどいろんなことが分かつて、行政の効率化を図れるんじゃないですかと打合せをさせてもらったときに、いやいや、それでは3年やると飽きちゃうんですという話も実際には聞いて、うーんということをやっていたんですけども、いろんな地方行政は職員のスキルも当然、より高いものを求められますけれども、これの中で、効率、好循環がしっかりとした形で受け継がれていくような人事異動のやり方、それからそれぞれの職員の考え方を、町長は認識をして、これに当たってほしいというふうには思っています。

2回目の質問ですので、このことを町長には期待をします。

最後のところになりますけれども、職員の確保についてであります。冒頭で答弁があつたとおり、現在、職員については、会計年度任用職員が77名というふうな答弁がありました。これは職員の数の3分の1程度に当たります。この会計年度職員、あるいは任期付職員の人的な人数の根拠と、それから採用基準、また、この職員が持つ職務権限について伺います。

もう一つ、国の制度を利用した人材の活用ということですがけれども、これらについて、現在来ている国の制度を利用した人材の人数、それから役割について伺います。また、この方々の人事評価の仕方について伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） 再質問にお答えします。

まず、会計年度の採用人数につきましては、これにつきましては各課から要望があつて、それを採用している、その人数を採用しているという形になります。

それから、職務権限といいますと、質問がちょっと分からないんですけども、申し訳ございません。

それから、外部人材の人数ですがけれども、地域活性化起業人として企画財政課に2名、それから商工観光課に3名、それから地域プロジェクトマネジャーとして1名でございます。これにつきましては、書類選考と、それから面接ですね。この面接によって、評価項目を設定して評価しているというところがございます。人事評価については、これについては行っていないということになります。採用の際に、この書類選考と面接評価だけで行っていると

いうところでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

会計年度任用職員については、各課の要望によって採用していく、これは人数に限りがないというふうに考えていいんですか。人的な根拠も示されませんでしたし、これらについては、要望があれば皆さんを採用して、この任に当たるというふうに考えてよろしいのかということと、それから、この方々の採用に当たってどんな選考の仕方をしているのか。例えば、会計年度ですので単年度で、あなたはという方もいる、私はということと、継続を希望するような方もきついていると思うんです。これらのことを踏まえて、その基準の選考に際して考慮すべきことなのかどうかをお聞きします。もうこれで最後です。

それから、最終的なところで、この町の職場が、白子町役場の職員さんが楽しく過ごせる職場であってほしいというのが書いてありましたけれども、町長にお伺いしますけれども、これ答弁してください。明るい雰囲気づくりをするのに町長はどのようなことを心がけて、この任務に当たっているのかお聞きをします。

これで最後になりますので、答弁をよろしくお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） 会計年度職員の不足については、基本的には、町長が先に答えたとおり、要するに住民サービスの質を下げないために、この会計年度職員を採用しているというところが大きな点であるというふうに考えております。

最終的な選考につきましては、書類選考、それから面接を基本として、業務上遂行に対して必要な知識、それから経験、コミュニケーション能力、勤務意欲などを総合的に判断して、適格性を確認した上で任用しているというところでございます。

あと何かありましたか。以上で。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） どのようなことを心がけているかということではありますが、やはり一つは職場が明るく楽しいと、これはどこでもそうなんです、私の就任前ですと、そういうことが聞かれなかったというのが、うわさでは聞いておりますので、私になってからより一層楽しく仕事ができる、仕事の的には当然厳しくなんです、人間関係を明るくして、あるい

は職員間で連携を取りながら、町民に対して仕事を進めるというのが第一であります。

あと、よく言われますが、さっきも言いましたとおり、コミュニケーションをよく取るということで、私も課長も、あるいは課長と職員もということで、そのような、どうしても縦の流れになってしまいますが、体調、精神関係を含めて、具合が悪いのを常に観察しながら仕事に励んでもらうということで、朝起きたら、役場に行こう、仕事に行こうと、そのような気持ちを持たせるような仕組みといますか、考えを持って職員に当たっていくということは、今後も続けたいなと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

以上をもって私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で13番大多和秀一君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午後 零時 14分

再開 午後 1時 30分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 酒 井 良 信 君

○議長（梅澤哲夫君） 10番酒井良信君の一般質問を許します。

10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） それでは、1のミュージックチャイムについて伺います。

防災行政無線維持管理事業として、令和6年度決算では7,910万3,887円を支出し、災害時の緊急連絡用に同報系システム操作卓更新事業を執行されました。また、令和7年度当初予算でも防災行政無線維持管理事業として4億5,838万9,000円を計上しております。そのほと

んどが防災行政無線屋外拡声子局の更新工事となっています。町として多大な経費をかけて町民の安全・安心を守っている防災行政無線ですが、日常的には、町民へのお知らせを放送するという意味では、以前に比べてサービスが低下し、イベントや町主催の行事のアナウンスは減っていると感じております。

そのような中で、今回は特にミュージックチャイムについて質問したいと思います。

まず1点目として、放送時間の変更を検討されているかについてです。

夕方のチャイムは夏季17時、冬季16時と放送時間を変えていますが、朝方については7時に固定されております。特に農業が盛んな白子町では明るくなるのが早い夏季だけでも6時の放送とし、農作業の連動を図るべきかと思いますが、変更する考えがあるか伺います。

次に、2点目として、ミュージックチャイムの曲目の変更を検討されるかについてです。

ミュージックチャイムは現在11時「エーデルワイス」、16時に「ふるさと」が流れています。放送時間により各同様に曲目が固定されていますが、令和3年5月に発表されました光永亮太さんの作詞・作曲による「白子町ふるさと応援歌」を取り入れ、ふるさと白子への醸成を図る考えがあるか伺います。あわせて、選曲などの基準があればお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2番目の子ども議会での提案・質問に対して。

去る11月17日の月曜日、学校行事が多い10月、11月にもかかわらず、子ども議会が開催されました。とてもすばらしい子ども議員の提案・質問を、私も議員も傍聴席より拝見し、改めて襟を正す思いをいたしました。

さて、そのような中で、子ども議員からの17件の提案・質問に対して、時間がないからという理由で、本会議ではうち8件に対してしか答弁がありませんでした。子ども議員に対して別途町からの答弁書は届けられたと聞いておりますが、せっかく子ども議員が、学校では先生方の指導を受けており、家庭では保護者の意見を聞いたり、また自分で悩んで考えたであろう案件に対して、議場で直接全てに答弁していただけなかったのは非常に残念だと思います。

また、子ども議会本会議の答弁は、町役場職員からの答弁であり、町長からの答弁ではありませんでした。町長は、最後の講評でも子ども議員を褒めることがありましたが、子ども議員の提案・質問に対しては特に反応がありませんでした。

そこで町長に伺います。先日の子ども議会の子供たちの提案・質問に対して、町長はここまで本気で取り組む覚悟があるでしょうかお答えください。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 酒井議員の質問にお答えします。

まず、ミュージックチャイムの放送についてでございますが、お話のあったとおり、朝は午前7時、昼は午前11時、夕方は日没の関係で10月から3月まで16時、4月から9月までは17時ということで放送を行っております。

ご質問のありました朝の時間の変更については、生活様式の多様化や県内自治体の放送時間帯を考慮し、午前6時に放送していたチャイムを、令和4年5月1日から午前7時に変更しております。

住民の方々から午前6時のチャイムは早過ぎるという意見が寄せられていたということから、放送時間の変更を行っておりますので、いまして状況を見守りたいと思います。

次に、現在のチャイムの曲目は、防災行政無線システム内に8曲のメロディー登録をしてあり、その中から現在使用している3曲を指定して放送をしております。

「白子町ふるさと応援歌」は2021年、令和3年でございますが、新たなまちづくりの取組として、多くの人々が白子町へのふるさと意識を高めるため制作されたものでございます。

ご提案のありましたチャイム曲目としての使用については、防災無線のシステムに追加することは可能と思われませんが、チャイムとしての音源制作が必要となるため、制作した事業者と協議し、作成の可否について検討してまいりたいと思います。

次に、子ども議会での提案・質問についてでございますが、11月17日に開催されました第2回「白子町“夢・挑戦”子ども議会」におきまして、小学生、中学生の16名の子ども議員それぞれが、自分の考えや同級生との意見交換、またクラス担任の指導などにより、白子町の現状やこれからの白子町のことを学習し、建設的で前向きな質問や提案をいただいたことに感謝を申し上げたところでございます。また、子ども議員が考えました17項目の質問・提案のうち8項目しか質疑応答ができず、残念に思いましたが、質疑ができなかった9項目につきましては、役場各課内にて検討し回答をさせていただきました。

質問・提案の内容には、私たち大人が気づけないことを子供ならではの発想や考え方を聞いて、実現に向けて検討できそうな内容もありました。子ども議員の提案や、私の公約も含めて、できるものからスピード感を持って実現していきたいと思っております。

また、子ども議会を続けていくことにおいて、町への提言を活発にさせていただくと同時に、

運営や内容等を随時改善していくようにいたします。

そして、今後も教育委員会と協議しながら、学校教育の中で白子愛を育むふるさと教育を推進してまいりたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） それでは、ミュージックチャイムについて再質問いたします。

ミュージックチャイムの放送時間を変更した時期を確認したところ、令和4年5月1日となっております。そのとき時点での変更に至る経緯を伺おうと思ったんですけれども、それを今話されましたので、その時点で、私は前述で、先ほど農業を事例として挙げましたが、この4月に変わった後に、会社員の方や、特に児童の保護者の方々からも、なぜ変えたんだという意見が多数ございました。そのような町民の声は届いていると思うんですけれども、前の石井町長のときに、目安箱には名前を書かないと答えないということを行ったそうですから、そういうのがあまり言わなくて、保護者の方は、私のところずっといろんなことを言ってきたんですけれども、いろんな人が、6時から7時という話は、白子町の町民の間からそういう話は聞いていないんですけれども、その辺をもう一度確認いたしますが、そのほかに何か理由があったのでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまの酒井議員の再質問にお答えいたします。

ミュージックチャイムの放送時間の変更にあたりましては、町民の方からいろいろな電話とか、そういったことで、朝早過ぎるといような変更のご連絡をいただいて、それを受けての変更となっております。さらに、朝7時に変更したんですけれども、さらに、朝7時の変更についてもまだ早いといような連絡も、町のほうには寄せられている事実はございます。ですので、先ほど町長の答弁でもございましたとおり、もう少し状況のほうを見たいといふふうな考えはございます。

ちなみに、県内で朝6時台で放送しているのは7自治体、朝7時から8時が19自治体、さらに午前中の時間帯に放送していない自治体が28自治体ということで、我々職員も音源のコードウを確認できる時間帯に変更されている自治体が多くなってきております。

町長の答弁にもありまして、生活様式の多様化によりまして、様々な防災行政無線の放送につきましてはご連絡をいただいております、それに伴いましての変更ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 6時にならないということであれば、あれですけども、町民やサラリーマンや児童の保護者、いまだにあるんですよ、6時。7時でしたら、もう子供は学校に行く時間帯なんですよ。サラリーマンもそう。そういう中で、ある程度の町民は、役場のために7時にしているのかと、我々のところにも来ているんですよ。そういう点も考えていただきまして、駄目なものは駄目でしょうがないですけども、いっぱいこういう保護者がいまだにいるんですよ、6時に戻してくれという希望がありますんで、私も思うんですけども、もう7時過ぎにはうちの隣の道路は、子供がもう学校へ行っているんですよ。そういう時代もありますんで、よく考えてよろしく願いいたします。

それと再質問の2点目、選曲については了承いたしました。しかし、先ほど取り上げた「白子町ふるさと応援歌」については、発表のときこそは何度か聞いた気がするのですが、最近全く聞く機会がないように思われます。しかも、BAYFMでも有名なDJの光永さんが制作に関わっているにもかかわらず、制作時期を考えると、緑川町長も副町長のときに、これをやっているはずなんですよ、覚えていますか。ちなみに、この曲の歌詞とかいろいろ覚えていると思うんですけども、これもお金をかけてやっていることですから、白子音頭があって、ニュー白子音頭ですか、あって、こういうものをこれから先、いろんな形で、白子町の応援歌として関わっていけるようなことをしていただけるのか、町長に伺います。

またそれと、教育長、学校での昼休みのチャイムとか、いろいろな使い道がありますよね。その辺についてご意見をお聞きします。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） 私のほうからチャイムのほうのことについてお答えしたいと思います。

「白子町ふるさと応援歌」のミュージックチャイムのご提案ありがとうございます。オリジナルのチャイムとして興味を持ってもらう、そして、チャイムを通して、白子町に様々な方たちから興味を持ってもらえるような、また、白子愛を深めてもらえるようなことになると思いますので、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、「白子町ふるさと応援歌」を取り入れる方向で考えていきたいと思っております。ミュージックチャイムに編曲するのに少し時間はかかるかと思っておりますけれども、そのような形で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、太田和晴彦君。

○教育長（太田和晴彦君） 再質問ありがとうございました。このふるさと応援歌につきましては、できた当時、私も教育委員会の指導主事として教育委員会にいました。そういう関係もありまして、当時の小中学生全員から歌詞のアンケートを取ったり、あるいは町の広報でも、歌詞に盛り込んでほしい語句についての募集等もありまして、また、町内のそれぞれのお立場の方から、直接光永さんがインタビューしたりして、そういう出来上がるまでの経緯をよく知っております。本格的に町民の皆さんに周知という段階で、ちょうどコロナの時期と重なってしまったために、その辺がストップしてしまったんですけれども、大変、いろんな労力がかかっている部分もありますので、ぜひこれについては、白子町の町民の皆さんが親しんでいただけるような、そういう取組を教育委員会としても進めていきたいなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） それでは、ミュージックチャイムについては、1点目、2点目、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、子ども議会に対して再質問いたします。

子ども議会とは、ふだんの授業とは一味違った、言わば貴重な職業体験の場であると思います。フルスペックと言わないまでも、極力子供たちからの提案・質問に対して、やはり議場で答えてあげられることも理想と思います。開催時期をずらすなど、時間の確保を含め検討いただけるか、また町長も大変多忙であることは重々承知しておりますが、部分的でも町長のお言葉で答弁いただけないか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） ご意見ありがとうございます。

今回、私も初めて子ども議会に出たわけで、第2回ということでありましたけれども、今議員からありましたとおり、できれば子ども議員全員から質問を受けて、全員に答えるという、町の議会と同じような形で、今後もやりたいと思いますので、また随時改善していくと私も先ほど申し上げましたけれども、そのような形で、せっかく提案いただいているので、子供たちの気持ちをそのまま維持してもらって、なおかつまた一つでも二つでも白子町の発展のためになるようなことを取り入れていきたいと。

また、それによって、子供たちが、私もふるさと教育ということで申し上げましたけれども、大きくなって高校、大学、大人になったとき、そういう体験、経験がよかったなと思え

るような形の子ども議会にしていきたいと思っておりますので、また併せて議員の皆様にもまたご支援、ご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） それでは、再々質問いたします。

議会とは、町民によって選ばれた町長、選んだ町民をつなぐ貴重な場であり、その間に入り汗をかくのが議員であると私は考えております。町長は、今年行われた町長選挙において公約を掲げられました。これは町長選挙でのプロミス、町民との大事な約束なのだなと思っております。今回の子ども議会では、町役場職員からの答弁だとしても、町長の子供たちに誠実に向き合う気持ちに変わりはないでしょう。また町民も、緑川町長、その誠実さの部分に期待し、貴重な一票を投じたのではないのでしょうか。子ども議員の17件の質問に対して答弁書が届けられたように、公約を含め、町長をはじめとする緑川陣営は選挙戦における町民との様々な約束をしっかり守り、実行していかれることを求め、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で10番酒井良信君の一般質問を終結いたします。

◇ 大塚貴充君

○議長（梅澤哲夫君） 引き続き、1番大塚貴充君の一般質問を許します。

1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） 議席番号1番、大塚貴充でございます。それでは、通告の順に従いまして一般質問を行わせていただきます。

県道茂原白子バイパスについて2点ほど伺いたいと思います。

県道茂原白子バイパスは、千葉県により事業化され30年以上が経過しております。しかしながら、いまだ完成のめどは見えてきません。バイパスの必要性は論じるまでもなく、早期完成を目指して町としても要望活動を行い、また、町民の皆様のご記憶に新しいとは存じますが、先般、熊谷知事が白子町に視察に訪れた折にも、緑川町長がこの白子の地で建設促進を要望いたしました。

1点目といたしまして、工事の進捗状況について伺います。

2点目といたしまして、第3工区用地測量への対応について伺います。

以上2点について、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大塚議員の質問にお答をいたします。

初めに、茂原白子バイパスの工事の進捗状況でございますが、本路線の全体の延長は9.9キロでございますが、白子町内の第4工区につきましては、これ実は、白子町のサッカー場から海岸へ2.1キロ進んだところでございますが、そこを優先して整備を進めております。当該地区のうち1.1キロについては供用を開始しておりますが、残る1.0キロのうち北川岸地先の未舗装区間を、千葉県において今年度工事を実施する計画であります。

そのほかの区間につきましても、引き続き用地交渉を進め、用地取得や協議が整い次第、順次工事が進められる予定となっております。

また、第3工区と申しまして、これはサッカー場から茂原市の境までの区間で、延長が2.9キロございますが、その区間については、令和5年11月に地元説明会を開催して以降、測量設計や地権者の説明会などを実施し、11月中旬からは用地測量に着手をしております。

なお、昨年の議会定例会での答弁内容と重複しますが、本路線は、来年度中に予定をされております圏央道の県内未開通区間の開通により、九十九里海岸方面への観光振興、企業立地、物流の面でその役割の重要性が一層高まるものと認識をしております。このため、白子町としては、国・県に対する早期完成の要望活動を引き続き行うとともに、整備の加速化に向けて、千葉県との連携を一層密にし、協力体制の強化を図ってまいります。

続きまして、第3工区における用地測量の対応についてお答をいたします。

千葉県におきましては、11月中旬より道路計画範囲を示す幅ぐいの設置等、用地測量に着手しております。これに伴い本町では、円滑な作業の推進と地域の皆様のご理解を得るため、道路予定地への立入りや具体的な作業内容並びに用地測量の全体計画について、広報しらこ11月号に掲載し、周知を図っております。今後も関係機関と連携しながら、適切に情報提供を行い、作業の安全確保と円滑な進捗に努めてまいります。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、1点目の工事の進捗状況について、再質問をさせていただきたいと思ひます。

第3工区の線形、すなわち計画ルートの設定に至った仮定というんでしょうか、プロセスなんですけれども、どのようなものであったか具体的に伺ひたいと思ひます。よろしくお願

いたします。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、石井宏樹君。

○建設課長（石井宏樹君） 大塚議員のご質問にお答えいたします。

第3工区の線形につきましては、既に工事が進められております第4工区の起点側と茂原市の行政境に位置する県有地を結ぶ区間としまして、設計速度60キロに適合し、安全性に配慮しました複数の案を千葉県より提示をいただきまして、町と協議を得て最適案を決定したものでございます。千葉県では、比較検討に当たりまして、カーブ等の線形条件などの安全性、経済性、用地取得の円滑性や速達性、周辺環境の重要物件への影響等を総合的に評価しております。

ほかの案には、回避対象として整理した神社、文化財、ガス施設などの重要物件の間を縫う必要がございまして、将来的修正が困難となる懸念があること、また多数の農地・圃場を斜行しまして、用地取得や工事に相当の負担を生じることなどの課題が認められることの説明がございました。

これらを踏まえまして、千葉県からは現行案が安全性、経済性、用地取得のスピード感の観点で最適である旨の説明がありまして、町としてもその妥当性を確認の上、承諾したものでございます。

以上が第3工区の線形、計画ルート決定に至るプロセスでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） 答弁ありがとうございます。

それでは、再々質問をさせていただきます。

今、建設課長から、総合的に勘案して、妥当性の上、決定されたというお話でしたけれども、決定されたルートに農地・圃場を分断している箇所が見受けられると耳にいたしますけれども、その対応について伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、石井宏樹君。

○建設課長（石井宏樹君） ご質問の決定ルートにおいて、農地・圃場が分断される箇所への対応についてお答えをしたいと思います。

当該ルートにより、一部の優良農地が分断され、用排水機能に影響が生じることとなってまいります。このため、千葉県と本町において、土地改良と継続的に協議を行いながら、農業生産性の低下を招くことのないように、必要な用排水機能の回復、確保に取り組んでまい

りたいと思います。

あわせて、農地所有されている関係者の皆様と合意形成の下、圃場集約等の方策を検討しながら、農業生産の影響を最小限に抑えまして、事業の円滑な推進と地域営農の持続性の両立を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） ありがとうございます。

それでは、2点目の第3工区用地測量への対応について再質問をさせていただきたいと思っております。

用地測量の作業範囲につきましては、先月11月号の広報紙に掲載されたわけでございますけれども、例えば、これはあくまで仮定論の話ですけれども、用地測量が難儀を極めるといえるか、難しい土地があるとした場合なんですけれども、あくまで仮定ですけれども、そのときにはどのような対応をされるのか伺いたしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、石井宏樹君。

○建設課長（石井宏樹君） ご質問の用地測量が困難な土地が生じた場合の対応についてお答えをしたいと思います。

地権者のご不在や立入り同意の未了により、直ちに用地測量ができない箇所につきましては、当該箇所を一時的に対象から除外をいたしまして、事業全体に支障がない範囲からまず先行しまして作業を進めていく予定でございます。その上で、事業主体でございます千葉県と町が連携を示した中で、関係者の皆様と丁寧な協議を重ねながら、問題解消に努めた上で、準備が整った場所から順次測量を再開していく考えでおります。

引き続き、事業の全体の遅延が最小限に抑えられるように、適切かつ着実に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） それでは、再々質問をさせていただきます。

案ずる質問をして恐縮なんでありますけれども、土地の地権者から事業計画への賛同が得られない場合の対応について、どのようなお考えなのか伺いたしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、石井宏樹君。

○建設課長（石井宏樹君） ご質問の土地の地権者からの事業計画への賛同が得られない場合

の対応につきまして、お答えをしたいと思います。

実施主体でございます千葉県、そして町が一体となりまして、地権者の皆様のご懸念、そしてご要望を丁寧に伺いながら、必要な情報提供を、そして技術的、制度的な説明を重ねながら、理解促進に努めていきたいと考えているところでございます。引き続き、合意形成の促進と事業の円滑な推進の両立を図りながら、早期事業の完成に向けまして取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、最後に要望とさせていただきます。

用地測量も始まり、県道茂原白子バイパス事業の動きが前進したという歓喜の声が聞こえてくる一方で、他方では、第3工区沿線の住民の意見や心配の声が聞こえてくるのも事実です。今後も町として真摯な対応に努めていただき、相互理解を切に要望するものであります。ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で1番大塚貴充君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩といたします。

再開は午後2時20分。よろしく申し上げます。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 市川隆子君

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 14番市川隆子です。

通告順に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、公園等の施設の充実についてです。

町では、少子化が進む中で、子供や保護者の方々から安心して遊べる公園が欲しいという声があります。特に11月17日に開催された町の子ども議会でも、子供たち自身からも同じ質問が出されています。これは子供の視点から見ても、町内に安心して遊べる場が不足しているという明確なメッセージであり、重く受け止めるべきものだと思います。町は、現在の公園や遊び場の状況をどのように認識しているのか伺います。

2番目は、病児・病後児保育についてです。

まず初めに、今年の10月まで長い間、病児・病後児保育を続けてくださった酒井先生に心からの感謝を申し上げます。病児・病後児保育が令和7年10月をもって終了し、現在、町では利用できる体制が実質ゼロになってしまっています。保護者の皆さんに向けた通知がきちんと届いていたのかは、今の段階では明確ではありません。議会には通知がありましたが、利用してきた方々が十分に状況を把握できているか、私自身も心配しています。

現在、町内で利用できる施設はゼロ、他市町村での利用もできないという認識でよいのか、保護者への情報提供は確実に行われたのか、この2点を含めた対応について伺います。また、町としてこの状況をどのように受け止めておられるのか伺います。

3番目は、高齢者問題についてです。

高齢者支援、特に終活を含む相談体制について伺います。町の高齢化率は42.2%であり、県では10番目となっています。日々の生活をお一人で、あるいはご夫婦だけで過ごされる高齢者が増えてきています。身内が遠方にいて頼れない、これから先どうしたらいいのか、誰に相談していいか分からない、終活のことも気になるけれどもどこに聞けばいいのか、こうした声を伺うことも増えていきます。白子町で暮らしてよかったと感じていただけるよう、終活も含めた相談体制について伺います。

まず、現在独居、2人世帯数はどのくらいなのか、町として高齢者の終活や将来への不安に関する相談ニーズをどのように把握しているのか、また、現在終活に関わる相談などはどのような窓口で受け付けているのか伺います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 市川議員の質問にお答えします。

まず、公園の施設の充実についてでございますが、自然公園内に千葉県が設置した集団施設地区については、県が設置し、白子町が指定管理者として除草、清掃を主に行っているところでございます。トイレ等の故障のように緊急を要する場合や草刈り機の修繕などの簡易なものについては、委託費内で賄っているところでございますけれども、遊具の修繕や大規模修繕になるものは設置者である千葉県が行っており、町としては要望を続けているところでございます。

施設の充実ということですが、以前、市川議員から安全対策として指摘されておりました剃金駐車場への公園灯の設置については、町から要望を続けた結果、要望の半分程度の部分でございますが、設置していただきました。また、県の許可を得て、休憩場所としてベンチを4基置いたところでございます。新規の遊具設置については要望しておりますが、現在のところ設置は難しいということでございます。今後も利用者からの声を県に伝え、公園の充実に努めてまいります。

また、町の児童遊園については各自治会にて管理されております。自治会より要望があれば、遊具の設置、修繕、撤去等に関する費用を町より助成しておりますが、ここ3か年の補助につきましては、ほぼ遊具の撤去費用に関わるものでございました。今後も児童遊園の安全管理については、自治会からの要望に対応してまいります。

次に、病児・病後児保育についてでございますけれども、酒井医院の酒井院長におかれましては、千葉県での病児・病後児保育の先駆けとして、本町の子育て支援施策の推進に格別のご理解とご協力を賜りましたことを、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

本町がこれまで病児・病後児保育を委託してきたラッココにつきましては、10月末日をもって閉園となりました。現在、町内に小児科専門の医院が存在しないことから、子育て家庭の急な発熱、感染症への対応や保護者の就労継続への影響など、このような状況を重く受け止めております。近隣には数か所の病児・病後児保育施設がありますが、予約をしていただければ1日約5,000円程度の料金で受け入れていただけたと思います。

酒井医院における病児・病後児保育事業終了の周知につきましては、保育所児童の保護者には掲示板、小学校児童の保護者には教育委員会を通じて周知いたしました。あわせて、町ホームページに掲載してございます。

次に、高齢者問題についてでございますが、高齢者の独居世帯数は、民生委員のひとり暮らし高齢者調査にて把握しており、令和6年10月1日現在の調査では、65歳以上の独居世帯は1,200世帯、70歳以上の独居世帯は約1,000世帯となっております。また、高齢者夫婦世帯

数については調査等を実施しておらず、把握はしておりません。

終活相談のニーズの把握につきましては、健康福祉課への終活関連相談のほか、社会福祉協議会、包括支援センター、民生委員等、高齢者支援の関係者からの連絡や町の心配ごと相談への相談等により把握している状況でございます。また、終活相談に係る担当窓口については、主となる窓口はどの機関になるか明確に定まっておきませんが、相談を受けた各機関、関係者等が相談内容に適した支援窓口に相談をつなげている状況でございます。

今後も終活相談については相談内容にスムーズに対応できるよう、関係機関等にて連絡、協力を密にして迅速な支援につなげていきたいと思っております。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、まず再質問をさせていただきます。

公園施設の充実についてです。

先ほど町長の答弁ございましたが、町内、それから町外の方々が広く利用しておりますげんき君パークには、子ども議会でも指摘がありましたように、波乗り道路と海岸の砂防林に挟まれており、防犯面での不安があります。この点について、町としてどのように対応していくのか伺います。

また、げんき君パークは遊具が壊れたら修繕するか、あるいは修繕できない場合は撤去され、更新はされません。これでは子供たちが安心して遊べる環境とは言えないのではないかと思います。そして、子供たちからも遊べる場所がなくなるという切実な声も上がっています。そこで、町は県に対し、遊具の修繕や更新を求めるためにどのような働きかけを行っているのか伺います。

そして、これは町長に伺いたいのですが、担当課から海岸の公園は自然公園なので、自然のままでいいというのを県から言われているというようですが、自然公園であっても安全確保のための最低限の遊具や設備を認めている前例もあるようで、自然保護を理由に一律に新設を拒むという根拠は弱いと言わざるを得ません。また、遊具がないことで子供たちが別の場所で遊ぶことになれば、安全上のリスクはむしろ高まるのではないかと思います。

町として町長が先頭に立って、子供の安全と地域の公園環境を守るために、県に対して柔軟な協議と運用の見直しを求めるべきではないかと思います。公園の維持管理を含めて県に改善を求める考えはあるのか伺いたいと思っております。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、北田和弘君。

○商工観光課長（北田和弘君） 市川議員の再質問、まずは防犯対策ということで、げんき君

パークについてということでございましたので、こちらについてお答えさせていただきます。

先ほども町長のほうから一部お答えさせていただきました。以前、市川議員のほうから幾度となく言われていた剃金のほうの防犯灯、そちらについては引き続きずっと、要望を引き続き続けていった結果、昨年設置、駐車場の部分に4基ほど設置されました。町のほうで当初要望していたのは10基程度ということで、もっと北のほうまで、遊歩道、歩道があるんですが、そちらのほうまでも要望はしているんですが、昨年設置していただいたのは駐車場の部分という形でございます。

以前、市川議員のほうから、サーファーの方たちがいらっしゃるということで、その駐車場付近を明るくということでありましたので、できるだけそちらを優先的にということで、そちらを先に設置させていただくということで検討、協議をいたしました。その結果、昨年ついた。こちらにつきましては奥のほうまで、まず引き続き要望を続けているところでございます。

例年、要望につきましては、年1回7月頃に今年度の要望という形で、昨年度の要望と併せまして新規要望も加えて要望を続けているんですが、毎年そうやって要望を加えていきますので、必ず要望が非常に多くなっている状況で、県のほうで当然その中で優先順位をつけながらということになってきます。

そうなりますと遊具ということもあるんですが、まずは安全面ということも県のほうが言っております。その中で防犯対策として、げんき君パークのほうには町のほうで防犯カメラの設置をするということで、今年度中に実施ということで聞いておりますので、設置がされる予定となっております。

また、げんき君パークは道路に面しておりますので、以前あそこには松の木が生えていたんですが、道路際にですね。松だけじゃなくほかの木もあったんですが、それがちょっと枯れたという形で、今道路が見えちゃっている状態になっております。飛び出し対策として、取りあえずカラーコーンで現状やっているんですが、県のほうには飛び出し防止柵の設置などを併せて要望しているところでございます。

げんき君パークの安全管理については以上でございます。

なお、遊具の修繕について、現在げんき君パークの中も昨年修繕が途中で終わっているものもでございます。修繕途中でコンパネで留めてある部分があります、使えなくなるように。そちらについては今年度中にやるということで話は聞いておりますが、まだいつやるのかとかということまでは聞いておりません。

また、大きな滑り台についてもやはり安全管理ということで、そちらの修繕、一部修繕があるんですが、そちらも今年中に何とかやっていただけるということで聞いております。できるだけ遊具を残した形で、新たなものはなかなかできないですけれども、遊具を残していくということで、何とか引き続きげんき君パークを魅力的に、子供たちが遊べる場としていけるようにと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 今、商工観光課長から話がるありましたとおり、それこそ公園としては唯一の大きな公園であります。

ただ、ご存じのとおり自然公園内の公園でありますので、なおかつ町有地ではないので、何かとやっぱり制限があるのかなと思います。でもその中で、併せてまた県のほうに要望に行って、遊具の更新、壊れたのは修理してもらい、あるいは更新するなり、そういう形で遊び場の確保ということで、ぜひ私も含めて県のほうに直接要望に行って、何とか子供たちのためにということでやりたいと思っておりますので、また引き続きご支援等いただければと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ありがとうございます。ぜひ県との柔軟な運用ができるような協議を引き続き強力に進めていただきたいというふうに思います。

元気くんパークは県の、もちろん自然公園の中にあるわけですが、日常管理は指定管理者の担当課で行っており、ほかの公園については別の課というように担当課が今分かれているために、例えば保護者が何かがあったときに要望したい、そういうときにどこに伝えればよいのか非常に分かりにくいというふうに、そういう声も聞いております。

公園の安全ですとか設置などの要望は相談窓口を一本化する、またあるいは、この件についてはこの課というように、きちんとその辺の窓口の体制を明確に周知するなど、分かりやすい仕組みを整える考えがないかどうか伺います。

また、げんき君パークは今の状況では、構造的な問題の解決まではまだまだ時間がかかるんじゃないかというふうに考えます。やはり県がなかなか動きませんので、そういうふうに時間がかかるかと思うんですが、そこで町が主体となって、子供が安心して遊べる場所をやはり確保する取組が必要ではないかというふうに考えます。

今後、3小学校が統合すると、小学校の跡地ももちろんあります。そして、町には津波対

策として整備された防災の丘があり、トイレなどの設備が整っているわけです。前に大多和議員でしたか、防災の丘を公園にとの、そういう質問があったような記憶があるんですが、このような施設を可能ならば平時には子供たちの遊びの空間として整備、活用することも考えられないでしょうか。

それから、防災の丘などの既存施設を活用した町主体の新たな遊び場や公園の整備について、検討する考えがあるかどうか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、北田和弘君。

○商工観光課長（北田和弘君） まず、公園管理について幾つかの課が担当している。住民に分かりにくいのではないかという、この現状の部分、未来の部分は私どもではできないので、現状の部分についてお答えさせていただきます。

こちらの公園につきましては、公園の設置時、公園だとか児童公園もそうですが、設置時の状況、または地区の状況や背景、そういうのが違うために役場内で担当部署が違っている。自然公園のほうは私ども商工観光課でと。それ以外の児童公園等は福祉課でという感じで現状なっている。

また、今、市川議員のおっしゃったとおり、それ以外の場所でまたつくるとなれば、また別の場所ということになるのではないかというご心配だとは思いますが、煩雑になるのではないかということだと思っていますが、こちらについては、まずお問合せにつきまして、まずインターネットでのお問合せ、こちらホームページで質問ができる状況になっています。こちらについては企画財政課のほうで取りまとめて、こういう質問が来ていますよという形で……総務課でしたか。

（何事か呼ぶ声あり）

取りまとめて各課に振り分けております。

また、電話で問合せの場合は、今役場の電話が何課にという、何についてという形での問合せのガイダンスが流れております。そちらでそれ以外の場所、もの、分からない場合はこの番号という形でいくと、総務課とかというところになりますので、そちらも一本化されている。また、役場を訪れて、来庁した際に分からないということであれば、会計課のほうで総合案内というのを窓口という形で看板出ておりますので、そちらで一本化できているのかというふうに思います。

ぜひ分からないという人たちがいないようにしたいというふうに思いますが、そういう声なくなるように、今後も努力してまいればと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員ご提案の防災の丘の利活用について、公共施設の活用という観点から有効な選択肢の一つだということは受け止められるかなというふうに思います。

ただ、防災の丘につきましてはご承知のとおり、指定緊急避難場所という機能を備えている施設でございますので、まず防災機能との両立ができるか。それとバリアフリー、あるいは動線確保の整合性、それから維持管理、更新費用の見通し等も含めて検討していかなければいけないと思いますが、ただ、個人的な考え方としては、あまりスペースを取らない、例えばバスケットボールゴール等ぐらいであれば、検討の余地はあるのかなというふうには思っておりますし、ハード面に限らず、あそこを活用して遊べる検討もしたほうがいいのではないかなというふうに併せて考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 防災の丘はそういう特殊な性格があるので、なかなか難しいとは思いますが、平時は空いているわけですから、何らかの形で子供たちがもしそこで遊びたいということであれば遊び場として活用できるような、そういうことも検討していただきたいなというふうには思いますので、よろしくお願いします。

子供たちが安心して遊べる公園が欲しいという声は、町の未来への大切なメッセージだというふうに私は感じています。げんき君パークの遊具が壊れれば撤去。撤去だけが進む現状は、早急に改善が必要ではないかというふうに思います。町として県に対する継続的な強い働きかけを重ねて強く求めます。

さらに、県の方針に左右されないよう、町が主体となって子供たちが安全に遊べる場所を確保する取組を積極的に進めていただくよう求めます。

それでは次に、病児・病後児保育に移ります。

先ほど答弁ございましたが、町外でも今使えるところがあるという認識でよろしいんですかね。病児・病後児保育が一時的にこの町内で途切れてしまったということで、子育て中のご家庭には大きな影響が出るというふうに思われます。お子さんの体調不良で預け先がなく、仕事を休まざるを得なかったり、ひとり親家庭ですとか、それから共働きの家庭ほど負担が重くなってしまうと、日々の生活に直結する問題ではないかと思われます。

そこで、町は医療機関への協力のお願いはいつ頃から始めるのか。それから、保護者の負担を軽減するための支援策や工夫は検討されているのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 今、医療機関への協力依頼ということの質問だったかと思いますがけれども、先ほども町長が答弁でおっしゃっていたとおり、町内には今、小児科専門の医師がいないということもありまして、今現在まだ協力依頼等を行えておりません。今後検討してまいりたいと思います。

あと保護者に対しての措置といたしまして、緊急対応といたしましては、今近隣市町村の病児・病後児保育施設の利用を当面の受皿として利用促進を図っていきたいと考えております。あわせて、それらの施設利用に伴う経済負担の軽減を図るため、助成制度の導入を検討いたしました。今回、一般会計補正予算に病児・病後児保育施設利用助成金として予算計上をさせていただいているところであります。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） そうしますと、町外でそういう緊急対応として受け入れてくださる施設、それは幾つぐらいあるんでしょうか。白子町の近辺ということだと思うんですが、それを1点伺います。

それから、病児・病後児保育というのは本当に今答弁されたように、医師の協力があってこそ成り立つ事業であって、医療機関のご負担の大きいことは私も理解しているつもりなんです。だからこそ、再開に向けて町としてできることを積み重ねていくことが大切だというふうに感じています。ですから、どうしても町内で委託先が見つからないという場合、近隣自治体との広域連携も視野に入れ、一日も早い再開を目指すべきではないかと思いますが、どのようにお考えか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 町外の施設について幾つぐらいあるかという質問ですけれども、今現在私どもで把握しているのが、いすみ市に1か所、茂原市1か所、大網白里に2か所、東金市に1か所。しかしながら、こちらにつきましては企業の保育所的なものから、なかなか定員とかが少ない状況で、入ることももしかしたら難しいかもしれませんが、一番入れるところでいすみ市にある外房こどもクリニックというところがあるんですけれども、そちらで定員が6名。ただ、白子町からしたら大分遠いところになってしまいますので、把

握している施設に関しましては、今現在その程度となります。

あともう一点ですけれども、医療機関への支援策についてですけれども、医療機関への支援策につきましては、今まで茂原市、一宮町、長生村との連携で、国県の子ども・子育て支援交付金を活用してまいりました。運営補助を行ってまいりました。今後、医療機関等への支援をすることがあれば、またこの国の交付金の活用を考えております。

今までと同じく茂原市と一宮町と長生村と連携してやってきましたんで、今後もさらにこれらの市町村、またあとプラスして、ちょっと行えるか分かりませんが、そちらと連携しながら事務のほう、本町の実情に即した支援を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ありがとうございます。

ぜひそういうことも視野に入れながら、進めていっていただきたいというふうに思います。

白子町で安心して働いて、安心して子育てができる環境づくりのためにも、病児・病後児保育は欠かせない支援の一つであると考えます。町内の医療機関に丁寧に協力をお願いしながら、保護者負担を軽くできる仕組みをぜひ検討していただきたいというふうに思います。そして、どうしても町内の受皿が見つからない場合には、近隣自治体との連携も含め、幅広い選択肢を前向きに検討していただきたいというふうに思います。

一日も早く町の病児・病後児保育が再開できるような取組を進めていただきますよう求め、次の質問に移ります。

それでは、3番目の高齢者の問題です。

終活というのは医療や介護、そして相続、見守り、住まい、葬儀など、本当に広い分野に及ぶわけですが、しかし、今の仕組みでは相談が分散して、どこに相談したらいいのか、何かから手をつければいいのかと迷われる方もおり、結果、何もできていないという方も多くいらっしゃいます。

地域包括支援センターは、日々介護予防や相談、見守り等で忙しく動き回っており、終活までゆっくり丁寧に対応するのは難しい状況ではないかと思われまます。終活も含めた生活全般の総合相談を町としてどのように整備していくお考えか、ワンストップ相談の必要性についての見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、市川議員のご質問にお答えいたします。

終活を含めました生活全体の総合相談窓口の整備につきましては、こちら国も現在重要な課題として捉えていまして、身寄りのない高齢者の方などが安心して人生の最期を迎えられるための支援、いわゆる終活支援策としまして、昨年、令和6年6月に高齢者等終身サポート事業者ガイドラインを厚生労働省が策定しまして、本年に入ってから身寄りのない高齢者への終活支援を制度化することを現実的に検討している状況であります。まだ制度化の詳細についての通知はないんですけれども、この終活支援事業を実施する事業者につきましては、社会福祉協議会や社会福祉法人が想定されているようでございます。

このような状況より、町の終活相談窓口の整備につきましては、国からの制度化の指針に沿って整備を検討していく考えであります。また、利用者の方の利便的にもワンストップの窓口の構築は必要と考えますので、この趣旨に沿いまして併せて整備、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 取りあえずは国が制度化するというので、それを見てから、もしかしたら社協が窓口になるのではないかなというようなことなんですけど、こうしたワンストップの相談体制を考える上で本当に欠かせないのが、やはり今言われたような社協との連携だというふうに思います。社協はやはり、皆さんご存じのように地域に根差した活動を行って、生活相談や見守り、ボランティアの育成など幅広く携わっているわけです。終活や身寄りのない方の支援についても社協が住民に最も近い立場で関わることができる分野でもあるわけです。

ただし、職員の体制には限りがあると思いますので、町との明確な役割分担も必要になってくるのではないかなというふうに感じています。社協に終活を含む相談を受け止める体制づくりが、今後国が法整備を進めたときに体制づくりが進められるのかどうか、今の状況で、今の職員数ですね、そういう中で進められるのか。また、町として社協をどのように支援していけるのか伺います。

それから終活支援ガイドブック、これは幾つかの近隣自治体でも発行しておりますが、町として作成できないか伺います。参考までに、今それを発行しているのが茂原市、大網白里市、山武市、東金市、ここの自治体で今いろいろな形でのエンディングノート、終活便利帳、いろいろな名前でも発行しておりますが、それを町としてつくっていく考えはないかどうか伺い

たいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、市川議員の質問にお答えいたします。

社会福祉協議会が終活支援の総合窓口になる場合なんですけれども、終活支援はそれぞれ金銭管理、病院への入退院、施設への入退所の手続、葬儀、納骨、家財処分等、本当に業務が多岐に渡ることが想定されますので、現在の社会福祉協議会の人員等では様々な問題が生じてくることが想定されます。

町は、これらの終活支援業務については、町が恐らく社会福祉協議会に委託していくという形になっていくと思いますので、社協とは予算面等、事業運営に係る支援を町より強化するとともに、社協と町との連携、協力を密にしていきたいと思います。

また、終活ガイドブックの作成については、今現在、町で作成する予定はないんですけれども、今市川議員から聞きました近隣市町村でかなり多くの自治体が策定しているようですので、他市町村の事例等を参考にしまして作成できるよう検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 町は、先ほども言いましたように高齢化率42.2%、これほど高齢化が進む町だからこそ、高齢者がどんな小さな不安でも気軽に相談できる体制づくりというのが必要だというふうに思っています。特に身寄りのない方、そして子供が遠方にいる方、配偶者を亡くして一人で生活している方からは、もし自分に何かあったらどうしたらいいのかという声もあります。

町として役場に相談すれば方向性を示してもらえる、やはり相談窓口の機能づくり、それから地域包括支援センターと社協の役割を整理する、民生委員、専門職、ボランティアなどと連携した地域の支え合いのネットワークの見える化をする、誰でも自分のペースで取り組める白子版終活支援ガイドブックの作成など、取組は高齢者の方の孤立を防ぐ力となるわけであり、家族の負担、不安を軽くすることにもつながるのではないかと思います。

白子町なら最後まで安心して暮らせると町民が心から思えるような体制整備を求めて、質問を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は15時10分といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時10分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 正 之 君

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君の一般質問を許します。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、通告順に従い、第4回議会最後の一般質問を行いたいと思います。

それでは、まず、コミュニティ・プラントの質問について伺います。

急速な人口減を背景に、全国の自治体ではバブル期前後につくられた下水道の整備計画が見直されています。改修や更新にも多額の費用がかかることから、整備の終わった下水道にメスを入れている自治体も出始めました。静岡県南伊豆町では、下水処理場を廃止にして合併浄化槽を取り付け、個別処理に切り替えたとの記事が新聞に掲載されました。

白子町のコミュニティ・プラント事業も開始から数十年が経過し、今後の維持管理経費、人口減少による使用料収入減少など様々なことが考えられます。事業運営に当たり、財源の確保も含め、町長の今後の考えを伺います。

続きまして、学校の施設利用について伺います。

白子町の国民体育館が使用中止になり、年月が経過しています。その代替に使用されているのが学校の体育館だと思います。そこで伺いますが、体育館の利用状況を伺います。

また、小学校のプールが廃止になり、テニスコートを造りましたが、テニスコートでテニスをしている姿は見かけたことがありません。テニスコートの使用状況も併せて伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大多和議員の質問にお答えします。

まず、コミュニティ・プラントについてでございますけれども、町におきましても人口減少に伴う受益者の減少、施設の老朽化に伴う修繕、更新費用の増加、さらにはエネルギー価格の動向による電気代の上ぶれなど全国的な課題と同様に、町も構造的な問題を抱えていると認識をしております。

今年1月には、財務省の下水道アドバイザーより長期的な財政見通しの作成、合併浄化槽への転換を含む処理方式の変更並びに施設の共同化、統廃合の可能性に関する助言をいただいたところであり、当該内容は運営委員会に諮っております。

その上で町としては、第1に現行の制度の見直しを含め歳出の抑制を図ること、そして中長期的な修繕計画の策定を踏まえた施設の適正な維持管理、財政の健全化に向けた料金設定の3本の柱を軸に、今後も検討してまいります。

次に、小学校の施設病院については教育長より答弁をさせます。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、太田和晴彦君。

○教育長（太田和晴彦君） 大多和正之議員のご質問にお答えします。

各小学校の体育館の利用状況についてですが、各学校の教育活動に支障のない範囲で学校の体育館を町民が利用できるよう、平日は午後7時から9時まで、土日祝日は午前9時から午後9時まで開放しておりますが、令和7年度は22の団体が登録の届出をしています。

各小学校とも、それぞれ別の4団体が利用しており、特に平日夜間の利用頻度が高くなっていますが、白潟小学校では土日も定期的に少年スポーツチームが利用している状況となっております。これらの団体は、町内に在住、在勤の10名以上で組織された団体になりますが、主にスポーツ協会に属する各部や少年スポーツチーム、またPTA等になります。

次に、白潟小学校のテニスコートの使用状況についてお答えします。

体育館の南側にテニスコート及び壁打ちの設備がございますが、現在テニスの練習や試合のために利用することは大変少ない現状にあることを申し上げます。

以上となります。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、コミプラについて再質問いたします。

令和6年度決算では、コミュニティ・プラント使用料収入が約4,000万、繰入金が約7,000万で、近年、電気代などの高騰で繰入金が年々増えています。今年度はさらに繰入金が増えると思われませんが、使用量料金もコミプラ開始から据置きに近い状況で、以前より運営委員会

にて料金の改定が議論されていると思いますが、同じ公共料金のガス事業と比較すると料金設定に多くの時間を要しております。使用料設定の考え方と合併浄化槽地域との公平感をどのように整合性を図っていくのか、町長また担当課長の考えを伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

コミュニティ・プラント事業の財源は、主に受益者の方の使用料と繰入金で賄われております。繰入金が予算全体の6割を約大体占めておりまして、議員が質問の中でもございましたとおり、近年電気代、また物価高騰の影響もありまして、今後繰入金の増加は見込まれる厳しい状況であるということは認識しております。

また、議員ご指摘のとおり、同じ公共料金の設定でもコミュニティ・プラント事業の料金設定に時間を要しているということなんですけれども、下水道事業の性質といたしまして、いわゆる住民サービスの一環以外に公衆衛生、環境保全といった広域性を兼ね備えた事業となっているため、受益者からの料金で賄うことにとらわれない考えが根底にあることも一つの要因となっております。

ただ、そうも言っていただけませんので、今後使用料金の設定の考え方については、先ほど町長の答弁にもちょっとございましたけれども、今後の施設の修繕費、また維持管理費を計画した中で、使用量料金の算定期間を設定する国の通知がございます。これらを基本といたしまして、既に実施している私どもの独自の料金改定シミュレーション、また、近隣自治体の下水道料金との比較をさらに精査いたしまして、運営委員会のほうに諮りたいと思っております。

また、比較対象となります合併浄化槽地域との公平性についてですけれども、支援制度でのバランスを取るために既に実施しております合併浄化槽の新規設置、または転換への補助金事業をはじめといたしまして、今後新たに一部の市町村で実施しております法定点検支援、清掃費等、いわゆる維持管理費用の助成も含めて総合的な分析をする必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、答弁願います。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 先ほど私のほうで、回答の中で、維持管理あるいは運営について述べさせてもらいましたが、コミプラも議員ご指摘のとおり供用開始から33年ほどもうたってお

りまして、年々補修箇所、そういうものも増えておりまして、またあわせて、近年の物価高騰の折、また人件費やら修繕費、そういうものも増えているところがございますので、先ほど申しましたとおり町の財政状況を勘案しながら、1月に行われたと言われる下水道アドバイザーの回答も、私もまだはつきり読んでいませんので、そういうものの助言を再度検討しながら運営委員会に今後も図っていきたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、コミプラについて再々質問いたします。

コミュニティ・プラント事業の運営は、使用料収入や繰入限度額などの懸念材料から運営環境の厳しさが増していることが想定されます。また、コミュニティ・プラント開始時期は消費税が3%、その後5%、7%、10%と増税してきましたので、コミプラ開始から考えると利用料収入は減額していると思います。

持続可能な循環型社会への構築には安定した事業運営が必要であるため、広く町民の理解を得られるよう、積極的な情報発信と周知、説明を望むもので、町長の今後の考えを伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 先ほど申したとおり、それこそコミプラの運営につきましては、長年料金等を含めてそのままで進んでいるということでありますので、先ほど申したとおりアドバイザーの意見があるそうですので、その辺含めて、また町民にお知らせしながら改善、改革、また今後の方策を練っていきたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、コミュニティ・プラントについてはスムーズに、速やかに、様々な運営方法を願います。

それでは、体育館の使用状況について伺います。

体育館の使用状況は分かりましたが、町内の方々が使用に当たり無償は理解できますが、町外者の利用については有料にするべきだと思います。白濁小学校のテニスコートはプールの代わりに整備した認識を持っています。現在は駐車場での使用になっていますが、構造的に問題があると思います。

また、子供たちの中でもテニスコートを民間施設を借りて練習している子供たちもいます。施設をどのように運営していくか、また、テニスコート北側のフェンスの設置の考えはあるか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） 大多和議員のご質問にお答えいたします。

小中学校の体育施設につきましては、町民が利用できるよう開放しているものでして、基本的に町外の方が利用できるものではありません。そのため、町民が利用することを前提として、小中学校の体育施設に使用料はかかっておりません。

町外者の利用については有料にすべきではないかのご質問ですけれども、使用料につきましては町外者の方は利用範囲の対象外なので、特段必要ないと考えているところですが、確かに町外者が例外的に利用するケースもございます。それは何かと申しますと、白子町のスポーツチーム等が町外から相手チームを招待して練習試合を行う場合等ございます。そのような場合にも有料とするのか、したほうがいいのか、そちらにつきましては今後ちょっと教育委員会委員におきましても、今後検討してまいりたいというふうに思います。

テニスコートのフェンスの設置については、教育課長のほうから答弁をいたします。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） 白潟小学校のテニスコートについて、私からお答えします。

大多和議員のご指摘のとおり、現状は駐車場として利用が多いようです。以前、白潟小学校には保護者や他校の教員が駐車するスペースがなかったもので、今は大変助かっているとも聞いております。

テニスコートとしての運用につきましては、地面がアスファルトであるため、安全面を十分に考慮しながら今後の活用方法を検討してまいりたいと思います。また、北側のフェンスの設置につきましても、テニスコートの運用について検討する中で、必要性について考えてまいります。

以上です。

（何事か呼ぶ声あり）

構造ですか。

（「構造的には問題はないのか。テニスコートとしてつくったものだから、駐車場としてつくったものじゃないから、構造的に問題がないのか」と呼ぶ声あり）

構造は分からないんですけれども、一応私が聞いているのは、多目的に使用するために設置されたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、再々質問いたします。

白潟小学校の体育館で、土曜日とか日曜日ですか、特に。たくさんの車があそこに来て、いろんな練習試合とか何かやっていると思うんですが、その際にテニスコートに満タンに駐車場、車が止まっているんですよ。そのようなときに、多分それは白子だけの保護者の車じゃないと思うんですよ。そういうときに、他校のよその町村の人が白子町の体育館をいわゆる無償で使わせているということですよ。よそはそれ、お金を取っているところあるそうなんです。だから特に白潟小学校で集まるそうなんです。

それで、あの駐車場をせっかくテニスコートとしてつくったものですよ、あれ。それを構造的に問題があるかどうか分からないという話では、いいんですか、それで。本来は、もともとテニスコートとしてつくったんだから、テニスコートをできるようにすればいいじゃないですか。駐車場は、だってグラウンドでたくさん止められるじゃないですか。何でわざわざあそこに止めるんですか。どういう管理しているんですか、町として。ちょっと町長に伺います、その辺の考えを。

○議長（梅澤哲夫君） 答弁を求めます。

教育長、太田和晴彦君。

○教育長（太田和晴彦君） 大多和議員ご指摘のテニスコートについては、私も教育委員会に勤めていたときに、あそのテニスボールを建てたりとか、あるいはテニスコートのラインを引いたりとかという作業に関わりましたので、テニスコートとしてつくられたという経緯については私もよく知っております。

ただ、その後の使用状況については、時間経過とともにテニスコートというよりも駐車場に使われているという現状があるということについて改めて今認識したところです。先ほど委員がご指摘のあった構造的な問題等も含めて、あるいはまた町外のチーム等が来場して駐車場として使っているということについては、いま一度、果たしてそれが本来としての使い方として正しいものかどうかについては改めて確認した上で、今後の正しい方向性について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） とにかく体育館、またテニスコート、様々な施設があると思いま

すので、しっかりした運用規程をつくり、運営をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で12番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

今期定例会に通告されました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会の件

○議長（梅澤哲夫君） 日程第8、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日12月4日から12月14日までを議案調査のため休会にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、12月4日から12月14日までを休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

12月15日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時31分

令和7年第4回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和7年12月15日（月）午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 3 議案第2号 白子町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第3号 白子町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第4号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第5号 白子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第6号 令和7年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について
- 日程第 8 議案第7号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 常任委員会委員の辞任
- 追加日程第 6 常任委員会委員の選任
- 追加日程第 7 仮議長の選任を議長に委任する件
- 追加日程第 8 議会運営委員会委員の辞任
- 追加日程第 9 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 10 学校統合等に関する調査特別委員会委員の辞任

- 追加日程第 1 1 議会改革特別委員会委員の辞任
追加日程第 1 2 学校統合等に関する調査特別委員会委員の選任
追加日程第 1 3 議会改革特別委員会委員の選任
追加日程第 1 4 請願第 4 号 訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書
追加日程第 1 5 発議案第 1 号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定などを求める意見書
追加日程第 1 6 発議案第 2 号 国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書
追加日程第 1 7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任
追加日程第 1 8 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から追加日程第 1 8 まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番	大塚 貴 充 君	2 番	前 田 充 浩 君
3 番	秋 葉 広 行 君	4 番	高 山 隆 一 君
5 番	長 島 誠 一 君	6 番	今 井 滋 則 君
7 番	大多和 正 夫 君	8 番	梅 澤 哲 夫 君
9 番	宗 島 理 仁 君	10 番	酒 井 良 信 君
11 番	今 関 勝 巳 君	13 番	大多和 秀 一 君
14 番	市 川 隆 子 君		

欠席議員（1名）

12 番 大多和 正 之 君

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	緑 川 輝 男 君	教 育 長	太田和 晴 彦 君
総務課長	齊 藤 貴 人 君	企画財政課長	齊 藤 雄 君
税務課長	田 邊 健 治 君	建設課長	石 井 宏 樹 君

産業課長	田邊治幸君	商工観光課長	北田和弘君
健康福祉課長	片岡秀樹君	環境課長	金坂潤一君
住民課長	増井角栄君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	三橋久美子君	教育課長	岩本洋之君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食センター所長	緑川昌一君

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書記	長谷川由紀
書記	鈴木貴文	書記	林昌弘
書記	白川大貴	書記	高橋聖矢
書記	代市光		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長（大多和正夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎追加日程の件

○副議長（大多和正夫君） 休会中に、議長、梅澤哲夫君から議長辞職願が提出されました。
お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎議長辞職の件

○副議長（大多和正夫君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

ここで地方自治法第117条除斥の規定により、梅澤哲夫君の退場を求めます。

（梅澤哲夫君退場）

辞職願はお手許に配布してあるとおりです。

お諮りいたします。

梅澤哲夫君の議長辞職を許可することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、梅澤哲夫君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

梅澤哲夫君の入場をお願いします。

(梅澤哲夫君入場)

8番梅澤哲夫君に申し上げます。

議長辞職の件は許可されましたので、ご報告いたします。

ここで梅澤哲夫君より発言の申出がありましたので、これを許します。

梅澤哲夫君。

○8番(梅澤哲夫君) ただいま辞職願受理いただき、ありがとうございます。

思えば議員改選後、議長をさせていただき2年間頑張ってまいりました。その間、14人中5人の新しい議員という構成の中で、議会活動、お互いの交流、信頼を得ながら、一応この2年経過してまいりました。

議会は、執行と話しながら町民の生命、財産を守る重要な職務であります。そういった中で、昨今、特に今日は日中関係とか、国内においても津軽海峡周辺の地震、いろいろ災害等が発生しております。そういった中で我々議員はその職務をやっていかなければいけないと思っております。

この2年間、先輩議員、また前議長、酒井良信さんを引き継ぎ、歴代の議長職をされた方々の席を汚さないよう精いっぱい頑張ってきたつもりであります。この間、皆さんにいただいたご指導、ご鞭撻に感謝しながら、この場からお礼の言葉といたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長(大多和正夫君) ありがとうございます。

これまでの議長としてのご尽力に感謝申し上げます。

◎追加日程の件

○副議長(大多和正夫君) ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として議長の選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として議長の選挙を行うことに決定いたしました。

◎議長の選挙

○副議長（大多和正夫君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番大塚貴充君、2番前田充浩君、3番秋葉広行君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

念のため申し上げます。投票は氏名のみ単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番大塚貴充君、2 番前田充浩君、3 番秋葉広行君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。

有効投票数13票。

無効投票数ゼロ票です。

有効投票数のうち、9 番宗島理仁君 12票。

14番市川隆子君 1 票。

以上のとおりでございます。

なお、この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、宗島理仁君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま当選されました宗島理仁君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました宗島理仁君をご紹介します。

議長当選のご挨拶をお願いいたします。

宗島理仁君。

○議長(宗島理仁君) ただいま議員各位のご推挙を賜り、第39代白子町議会議長に就任いたしました。このたびの大役をお預かりし、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

私は議会基本条例の趣旨を重く受け止め、公平公正な立場を堅持しながら、議会改革を着実に、そして継続して断行してまいり決意でございます。町民に開かれた議会を目指し、誰もが参加しやすく、信頼される議会の実現に全力で取り組んでまいります。また、議会のありべき姿を常に追求し、議員としての資質の研さんを惜しまず、議員一人一人の意見を尊重しながら、常にまとまりのある議会運営に努めてまいります。

これらの取組を通じ、町の未来を見据えた議会としての使命を確実に果たしてまいり所存です。その上で、地域住民の皆様の福祉向上と、ふるさと白子町のさらなる発展に寄与できるよう、議長として誠心誠意職責を全うしてまいります。

議員各位におかれましては、これまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、あわせまし

て町執行部並びに職員の方々にはより一層のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願
い申し上げ、まとまりませんが就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

○副議長（大多和正夫君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時28分

○議長（宗島理仁君） 引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（宗島理仁君） 休憩中に、副議長、大多和正夫君から副議長辞職願が提出されました。
お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決
定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（宗島理仁君） 追加日程第3、副議長の辞職を議題といたします。

ここで地方自治法第117条除斥の規定により、大多和正夫君の退場を求めます。

（大多和正夫君退場）

辞職願はお手許に配布してあるとおりです。

お諮りいたします。

大多和正夫君の副議長辞職を許可することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、大多和正夫君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

大多和正夫君の入場をお願いします。

(大多和正夫君入場)

7番大多和正夫君に申し上げます。

副議長辞職の件は許可されましたので、ご報告いたします。

ここで大多和正夫君より発言の申出がありましたので、これを許します。

7番大多和正夫君。

○7番(大多和正夫君) 2年間、副議長という重責を担わせていただきました。私としては、皆さんの本当に温かいご指導、ご協力をいただきまして、どうにか2年間、何も大過なく過ごしたというふうに思っております。

皆さんの温かいご指導、ご支援につきまして厚くお礼申し上げるとともに、これからも皆さんと共に白子町の未来に向かってよりよい形をつくっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして退任の挨拶といたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(宗島理仁君) ありがとうございました。

これまでの副議長としてのご尽力に感謝申し上げます。

◎追加日程の件

○議長(宗島理仁君) ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として副議長の選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として副議長の選挙を行うこと

に決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（宗島理仁君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番高山隆一君、5番長島誠一君、6番今井滋則君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

念のため申し上げます。投票は氏名のみ単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4番高山隆一君、5番長島誠一君、6番今井滋則君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数13票。

有効投票数13票。

無効投票数ゼロ票。

有効投票数のうち、6番今井滋則君 12票。

14番市川隆子君 1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、6番今井滋則君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま当選されました今井滋則君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました今井滋則君をご紹介します。

副議長当選のご挨拶をお願いいたします。

6番今井滋則君。

○副議長（今井滋則君） ただいま議員各位よりご推挙をいただき、このたび副議長に選任いただきましたことを心より感謝申し上げます。

副議長という大役をお預かりし、身の引き締まる思いでございます。宗島議長をしっかりとお支えしながら、議会基本条例の精神を踏まえ、白子町の発展に向けて誠心誠意取り組んでまいります。また、公正中立な立場を大切に、円滑な議会運営に努めてまいります。

力不足な点多々あると存じますが、皆様のご指導とご協力をいただきながら責任を持って職務を果たしてまいります。今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宗島理仁君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時06分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（宗島理仁君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第5、常任委員会委員の辞任、追加日程第6、常任委員会委員の選任を議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第5、常任委員会委員の辞任、追加日程第6、常任委員会委員の選任を議題とすることに決定いたします。

◎常任委員会委員の辞任

○議長（宗島理仁君） 追加日程第5、常任委員会委員の辞任を議題といたします。

休憩中に、梅澤哲夫君から産業建設常任委員会委員辞任願が、また、大多和正夫君から総務常任委員会委員辞任願及び厚生文教常任委員会委員辞任願が提出されました。

ここで地方自治法第117条除斥の規定により、梅澤哲夫君と大多和正夫君の退場を求めます。

（梅澤哲夫君、大多和正夫君退場）

辞任願はお手許に配布してあるとおりです。

お諮りいたします。

まず、梅澤哲夫君の産業建設常任委員会委員辞任を許可することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、梅澤哲夫君の産業建設常任委員会委員辞任を許可することに決定いたしました。

次に、大多和正夫君の総務常任委員会委員辞任及び厚生文教常任委員会委員辞任を許可することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、大多和正夫君の総務常任委員会委員辞任及び厚生文教常任委員会委員辞任を許可することに決定いたしました。

梅澤哲夫君と大多和正夫君の入場をお願いします。

(梅澤哲夫君、大多和正夫君入場)

梅澤哲夫君と大多和正夫君に申し上げます。

それぞれの委員会委員辞任の件は許可されましたので、ご報告いたします。

◎常任委員会委員の選任

○議長(宗島理仁君) 追加日程第6、常任委員会委員の選任を議題といたします。

白子町議会では、議員の複数委員会所属制を採用しておりますが、申合せにより、議会議長は1つの委員会のみ所属することになっております。

まずは、本日の会議におきまして議長職の交代があったことに伴う所属委員会の変更であります。

お諮りいたします。

委員会条例第6条第5項の規定により、次のとおり常任委員会委員の所属を変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、私、宗島理仁の総務常任委員会委員を解き、代わって梅澤哲夫君を総務常任委員会委員に選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会委員の選任は提案のとおり選任されました。

次に、欠員が生じた総務常任委員会委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、総務常任委員会委員に今井滋則君を指名いたします。

次に、欠員が生じた厚生文教常任委員会委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、厚生文教常任委員会委員に梅澤哲夫君を指名いたします。

次に、欠員が生じた産業建設常任委員会委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、産業建設常任委員会委員に大多和正夫君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任は、ただいま指名したとおり選任されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時19分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（宗島理仁君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第7、仮議長の選任を議長に委任する件、追加日程第8、議会運営委員会委員の辞任、追加日程第9、議会運営委員会委員の選任を議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第7、仮議長の選任を議長に委任する件、追加日程第8、議会運営委員会委員の辞任、追加日程第9、議会運営委員会委員の選任を議題とすることに決定いた

しました。

◎仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（宗島理仁君） 追加日程第7、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

休憩中に、今井滋則君と私、宗島理仁から議会運営委員会委員辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

この後、追加日程第8を審議する際、正副議長が除斥となるため、地方自治法第106条第3項の規定により、仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

本日の仮議長に、5番長島誠一君を指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○仮議長（長島誠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会委員の辞任

○仮議長（長島誠一君） ただいま仮議長に指名されました長島でございます。

追加日程第8、議会運営委員会の辞任を議題といたします。

ここで地方自治法第117条除斥の規定により、宗島理仁君と今井滋則君の退場を求めます。

（宗島理仁君、今井滋則君退場）

辞任願はお手許に配布してありますとおりです。

お諮りいたします。

まず、宗島理仁君の議会運営委員会辞任を許可することを賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、宗島理仁君の議会運営委員会委員辞任を許可することに決定いたしました。

次に、今井滋則君の議会運営委員会委員辞任を許可することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、今井滋則君の議会運営委員会委員辞任を許可することに決定いたしました。

宗島理仁君と今井滋則君の入場をお願いします。

(宗島理仁君、今井滋則君入場)

宗島理仁君と今井滋則君に申し上げます。

それぞれの議会運営委員会委員辞任の件は許可されましたので、ご報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 24 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（宗島理仁君） 追加日程第9、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、8番梅澤哲夫君と7番大多和正夫君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時26分

再開 午前 11時27分

○副議長（今井滋則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○副議長（今井滋則君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第10、学校統合等に関する調査特別委員会委員の辞任、追加日程第11、議会改革特別委員会委員の辞任、追加日程第12、学校統合等に関する調査特別委員会委員の選任、追加日程第13、議会改革特別委員会委員の選任を議題にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第10、学校統合等に関する調査特別委員会委員の辞任、追加日程第11、議会改革特別委員会委員の辞任、追加日程第12、学校統合等に関する調査特別委員会委員の選任、追加日程第13、議会改革特別委員会委員の選任を議題とすることに決定いたします。

◎学校統合等に関する調査特別委員会委員の辞任及び議会改革特別委員会委員の辞任

○副議長（今井滋則君） 追加日程第10、学校統合等に関する調査特別委員会委員の辞任及び

追加日程第11、議会改革特別委員会委員の辞任を一括議題といたします。

休憩中に、宗島理仁君から学校統合等に関する調査特別委員会委員辞任願と議会改革特別委員会委員辞任願が提出されました。

ここで地方自治法第117条除斥の規定により、宗島理仁君の退場を求めます。

(宗島理仁君退場)

辞任願はお手許に配布してあるとおりです。

お諮りいたします。

まず、宗島理仁君の学校統合等に関する調査特別委員会委員辞任を許可することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、宗島理仁君の学校統合等に関する調査特別委員会委員辞任を許可することに決定いたしました。

次に、宗島理仁君の議会改革特別委員会委員辞任を許可することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、宗島理仁君の議会改革特別委員会委員辞任を許可することを決定いたしました。宗島理仁君の入場をお願いします。

(宗島理仁君入場)

宗島理仁君に申し上げます。

それぞれの特別委員会委員辞任の件は許可されましたので、ご報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎学校統合等に関する調査特別委員会委員の選任及び議会改革特別委員会委員の選任

○議長（宗島理仁君） 追加日程第12、学校統合に関する調査特別委員会委員の選任及び追加日程第13、議会改革特別委員会委員の選任を一括議題といたします。

お諮りいたします。

まず、学校統合等に関する調査特別委員会委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、8番梅澤哲夫君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、学校統合等に関する調査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任されました。

次に、議会改革特別委員会委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、8番梅澤哲夫君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時38分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（宗島理仁君） 休憩中に、3常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の会議が開催され、正副委員長の互選等が行われました。その結果について通知がありましたので、ご

報告いたします。

産業建設常任委員会につきましては、委員長、大多和正夫君が選任されました。議会改革特別委員会につきましては、委員長、梅澤哲夫君が選任されました。

以上で報告を終わります。

◎追加日程の件

○議長（宗島理仁君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第14、請願第4号 訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書を議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第14、請願第4号 訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書を議題とすることに決定いたします。

◎請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（宗島理仁君） ここで厚生文教常任委員会の審査経過及び結果について、委員会の報告を求めます。

厚生文教常任委員会副委員長、大塚貴充君。

○厚生文教常任委員会副委員長（大塚貴充君） それでは、令和7年12月3日に厚生文教常任委員会に付託されました請願第4号 訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

委員会の会議は12月8日に開催し、紹介議員から説明を受け、質疑応答の上で慎重に請願内容の審査を行いました。

その結果、本委員会として採択すべきものと決定しました。詳細はお手許の報告書をご参照いただきたいと思います。

以上、白子町議会会議規則第93条の規定により報告いたします。

令和7年12月15日、厚生文教常任委員会副委員長、大塚貴充。

議員各位におかれましては、本委員会報告のとおりご判断いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

○議長（宗島理仁君） 以上で厚生文教常任委員会副委員長の報告を終了いたします。

これより請願第4号 訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書について、委員会報告に対する質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより請願第4号 訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書について採決いたします。

この採決は起立により行います。

この請願第4号に対する委員会報告は採択です。

この請願第4号について、委員会報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、請願第4号 訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書については、委員会報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時51分

○議長（宗島理仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（宗島理仁君） 改めまして、日程第1、諸般の報告を申し上げます。

議会改革特別委員会から報告の申出がありました。

これを許します。

議会改革特別委員会委員長、梅澤哲夫君。

○議会改革特別委員会委員長（梅澤哲夫君） 委員会活動報告書。

それでは、本委員会の活動について報告いたします。

詳細は別紙をご確認ください。

白子町議会基本条例の理念にのっとり、継続的に議会改革を進めるため、本委員会は設置されました。

会議の意見を申し上げます。

白子町議会基本条例の理念にのっとり、町民に開かれた会議及び町民参加を不断に推進する議会として今後とも協議、検討を継続し、たゆまない改革を進めていくため本委員会は設置されました。議会改革は一朝一夕には完了せず、また、一言で議会改革と表現していますが、その内容は多岐にわたり、ゴールはありません。

そのような中で、議会DX推進の一環として、本定例会からタブレット端末機が導入されましたことは、白子町議会の議会改革への大きな前進です。また、全国的に問題であります議員の成り手不足への対応に関しましては、現在のところ白子町議会では影響が少ないとの判断により、議員定数の見直しまでには至っておりません。

なお、議会からの一方的な報告にならないよう、議員と町民が自由に情報、意見を交換できる場所を早期に設置いたします。

以上です。

○議長（宗島理仁君） これより議会改革特別委員会からの報告に対する質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議会改革特別委員会の報告を終了いたします。

◎議案第1号～議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宗島理仁君） 日程第2、議案第1号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について、ないし日程第6、議案第5号 白子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） それでは、今議会に提案いたしました議案について説明をいたします。

議案第1号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について。

詳細は総務課長より内容説明をいたします。

次に、議案第2号 白子町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

詳細は環境課長より内容説明をいたします。

続いて、議案第3号 白子町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

詳細は住民課長より内容説明をいたします。

続いて、議案第4号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

こちらも詳細は住民課長より内容を説明いたします。

続いて、議案第5号 白子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

詳細は企画財政課長より内容説明をいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第1号の内容説明について、総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） 議案第1号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について内容説明いたします。

提出議案説明資料の1ページをご覧ください。

今回の改正は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団の3団体が令和8年3月31日をもって解散することにより、組合を組織する地方公共団体数が減少すること、また、組合が共同処理している事務のうち職員採用試験の合同実施に関する事務については、情報処理技術の発展等により共同処理団体それぞれが民間委託等により実施が可能となったことから、当該事務についても令和8年3月31日をもって廃止することから、現行規約を変更することについて、地方自治法286条1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

この規約変更は、令和8年4月1日より施行します。

なお、新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宗島理仁君） 次に、議案第2号の内容説明について、環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） 議案第2号 白子町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の1ページをご覧ください。

今回の改正は、コミュニティ・プラント設置当初より、接続率向上のため一般家庭を対象に、新規引込み工事費用の2分の1を上限100万円として補助しておりましたが、事業開始後30年余りが経過し、当初の目的はおおむね達成されたことを踏まえ、事業費の抑制と負担の適正化を図るため改正を行うものです。

施行期日は令和8年4月1日からとなります。

なお、新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宗島理仁君） 次に、議案第3号及び議案第4号の内容説明について、住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 議案第3号 白子町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料の1ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、電気通信事業法の移動端末設備の定義、規定が第12条の2第4項第2号ロから第12条の2第4項第3号ロに移動したことにより、移動端末設備の規定を引用している本条例について所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行期日は改正法の施行の日からとなっております。

改正条文につきましては、新旧対照表を併せて添付してございますのでご参照ください。

続きまして、議案第4号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料の2ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度の一般制度化及び乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断と同等で、結果を把握していれば保育所等で健康診断の全部または一部を省略することができるよう改正が行われました。

この改正の施行に伴い、白子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、白子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び白子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行期日は公布の日からとなっております。

改正条文につきましては、新旧対照表を併せて添付してございますのでご参照ください。

以上で議案第3号及び第4号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 次に、議案第5号の内容説明について、企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） それでは、議案第5号 白子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料2ページをご参照ください。

今回の改正は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化について、標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行に当たり、本町の住民基本台帳に登録されていない者の情報を管理する必要があること並びに重

度心身障害者の医療費等の助成に関する事務、子供の医療費の助成に関する事務及びひとり親家庭の医療費等の助成に関する事務において個人番号及び特定個人情報を利用する事務を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行期日は公布の日からとなります。

また、改正条文につきましては、新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宗島理仁君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合格約の変更に関する協議について質疑を行います。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 教えていただきたいんですけども、三芳とそれから九十九里地域水道企業団が令和8年3月31日をもって解散することにより、これは県水道の企業が一本化するという考え方でよろしいんですか、あるいはまだ企業団として残っているところがあるのかということと、県水道の料金体制についてどんな見通しなのかをお聞きします。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまの大多和議員の質問にお答えいたします。

お見込みのとおり、水道企業団が統合することによって発生する事務になります。

それとあと料金の見通しにつきましては、さきの議会でも質問がありましたとおり、今後広域市町村圏組合等と協議が入りまして、恐らく値上げの方向にはなるとは思いますが、どの程度のものになるかというところは今後の協議になると思います。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） お聞きをしたかった部分でちょっと抜けたのは、これで県の水道の企業団が一本化できたということですか、あるいは、まだほかにそれぞれの地域で水道企業団が残っているんですかね。それで、要は8年3月末をもって県水道の企業として一本化できるということですか。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） 今回はこの3企業団がただ合同ただけでございまして、ほかにも県水道に一本化していない企業は、たしか君津とか、ほかにも多々まだあるということで認識しております。

以上でございます。

○議長（宗島理仁君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 白子町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 白子町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) まず、家庭的保育事業の内容、それから白子町では現在これが実施されているのかどうか伺います。

それから、これは特区がたしか成田市ですかね。特区が千葉県でやられていたと思うんですけども、その中で地域限定保育士が千葉県全部で実施できるということなんですけれども、その地域限定保育士に対する県や町の対応状況、これによって保育士不足が解消できる見込みなのかどうか伺います。

○議長(宗島理仁君) 当局の答弁を求めます。

住民課長、増井角栄君。

○住民課長(増井角栄君) まず、1点目が家庭的事業の関係だと思えますけれども、本町ではまだ今後です。

あと地域限定保育士の制度ですけれども、たしか千葉県では成田市が指定されていたかと思うんですけれども、そのほかの市町村では地域限定の指定されていませんので、大都市、東京とか神奈川のみとなっている状況です。よろしいでしょうか。

○議長(宗島理仁君) 14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) 地域限定保育士は、今まで特区の成田市で実施されていたと。それが今度は全体で、白子町もその対象には入ってくるという理解でいいんでしょうか。

それともう一点、地域限定保育士と保育士、今、町で働いている保育士さんたちの違いと

というのがよく分からないんですけれども、その違いというのを質問したいんですけれども。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 今回の改正につきましては、特例法から一般制度化されたということのみで、特に白子町が特区になったということがありませんので、今までどおり変わらないと認識しております。

あと、保育士の地域限定保育士と通常の保育士の違いですけれども、そう違いはないんですが、ただ地域限定保育士は合格した市町村、例えば成田市で合格した保育士であれば3年間その地域でしか勤められないと。ほかの一般保育士であれば全国で勤められるんですけれども、そういったところの違いですかね。あと、試験とかも地域限定になっておりますんで、例えば成田市とかだったら恐らく何回か試験やっていると思うんですけれども、ほかの地域では年1回とか、そういったところが違いになるのかなというところがあります。あと細かいところは、すみません、ほぼ同じと認識しております。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 今まで特区でしかできなかったものが全体、一般制度化されたということで、白子町にももしかしたらそういう制度が導入されてくることもあるということで、そういう方々がやはり現われた、現われたという言い方はおかしいですね。そういう方々がいらっしまったときに、町も対応できるような体制をするという考え方でいいんでしょうか、今回の条例改正は。

○議長（宗島理仁君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 白子町は地域特例にはなっていませんので、そういった考えではないと思いますけれども、すみません、はっきりしたことを言えませんので、正しいものは後ほどご回答させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宗島理仁君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 白子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号及び議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宗島理仁君） 日程第7、議案第6号 令和7年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について及び日程第8、議案第7号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 引き続きまして、提案いたしました議案について説明をいたします。

議案第6号 令和7年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について。

詳細は企画財政課長より内容説明をいたします。

次に、議案第7号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について。

詳細は健康福祉課長より内容説明をいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第6号の内容説明について、企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） 議案第6号 令和7年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について内容説明をいたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,808万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ64億463万4,000円とし、併せて継続費の変更、繰越明許費の補正を行うものでございます。

初めに、継続費の変更についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、学校施設建設事業につきましては、総額1億5,000万円を契約額確定に伴い総額を1億3,200万円へ減額補正し、年割額を令和7年度4,400万円、令和8年度8,800万円へそれぞれ変更するものでございます。

次に、繰越明許費ですが、3款民生費、1項社会福祉費、ふれあいセンター維持管理事業1,622万円につきましては、年度内完了が見込めないため翌年度に繰り越すものでございます。

次に、歳出より主なものにつきましてご説明いたします。

9ページから10ページをご覧ください。

2款総務費、1項9目の情報化推進費は、情報化推進事業に係る基幹系システム標準化移行に伴う庁内ネットワーク機器リース料204万8,000円などを追加するものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、障害児支援事業において、利用者増加に伴う障害児給付費428万6,000円などを追加するものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

同じく3款民生費、2項1目児童福祉総務費は、子育て支援事業に係る令和6年度分交付

額確定に伴う精算といたしまして、子ども・子育て支援交付金過年度返還金130万7,000円などを追加するものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項4目環境衛生費は、美しいまちづくり推進事業に係る植栽等業務委託料100万円を追加するものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費は、新規就農者育成総合対策事業において事業実施増に対応するため、農業次世代人材投資事業等補助金225万円を追加するものでございます。

5目農地費は、土地改良区維持管理事業に係る排水機場維持管理事業費補助金325万円などを追加するものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

9款教育費、1項1目教育委員会費は、小学校統合準備事業において、先ほど継続費変更でも触れましたが、契約額確定に伴う減及び年割額変更に伴う設計業務委託料7,138万5,000円などを減ずるものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

9款教育費、5項3目給食施設費は、学校給食事業において、食材料高騰により給食材料費281万円などを追加するものでございます。

以上が歳出の主なものでございます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきますので、7ページにお戻りください。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金は、障害児施設給付費等国庫負担金214万3,000円を追加するものです。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金は、障害児施設給付費等県負担金107万1,000円を追加するものです。

2項4目農林水産業費県補助金は、農業次世代人材投資事業等交付金225万円などを追加するものでございます。

19款繰入金、1項3目公共施設整備基金繰入金は、公共施設整備基金繰入金7,158万円を減ずるものでございます。

20款繰越金1項1目の繰越金は1,754万2,000円を追加し、歳出を賄う財源とするものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 次に、議案第7号の内容説明について、健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 議案第7号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ240万7,000円を増額し、総額を14億9,734万8,000円とするものです。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費88万円の増額補正でございますが、こちらは税制改正に伴う介護保険システム改修に伴う増額であります。

続きまして、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項介護認定審査会等費、1目介護認定審査会費25万3,000円の増額補正でございますが、こちらは令和6年度精算に伴う不足分の増額補正でございます。

続きまして、10ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、4目居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び住宅改修費100万円の増額補正ですが、こちらは保険給付増に伴う増額補正でございます。

続きまして、8目高額介護サービス等費27万4,000円の増額補正ですが、こちらも保険給付費増に伴う増額補正でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金23万5,000円の増額であります。こちらは保険給付費の増に伴う交付金の増額補正であります。

続きまして、2款国庫補助金、1目調整交付金6万4,000円の増額補正であります。こちらは調整交付金の増額補正であります。

続きまして、6目介護保険事業費補助金44万円の増額補正であります。こちらは保険給付費の増に伴う交付金の増額補正であります。

続きまして、4款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金17万8,000円の増額補

正でありますが、こちらは保険給付費の増に伴う交付金の増額補正であります。

続きまして、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金34万4,000円の増額補正であります。こちらは保険給付費の増に伴う交付金の増額補正であります。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金15万9,000円の増額補正であります。こちらは保険給付費の増に伴う一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、5目その他一般会計繰入金69万3,000円の増額補正ですが、こちらはシステム改修に伴う増及び令和6年度介護認定審査会負担金の精算に伴う不足分を補う増額補正でございます。

続きまして、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金29万4,000円の増額補正ですが、こちらは歳出補正予算の財源として計上したものでございます。

以上、令和7年度介護保険事業特別会計第2回補正予算の説明といたします。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宗島理仁君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第6号 令和7年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 歳入の7ページ目になりますけれども、農林水産業費県補助金の1節の農業費補助金の1、農業次世代人材投資事業等交付金225万円について、どなたに何をというようなことをお聞きします。

○議長（宗島理仁君） 当局の答弁を求めます。

産業課長、田邊治幸君。

○産業課長（田邊治幸君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、どなたに交付しているものかということでございますが、新規就農者の方2名に交付をしているものでございます。

以上でございます。

（何をと呼ぶ声あり）

○議長（宗島理仁君） 産業課長、田邊治幸君。

○産業課長（田邊治幸君） 経営開始資金補助金ということで、新規就農者に対しまして、新規就農ですので経営が不安定なことから、県の補助金ということで2名の方に交付をしてい

るものでございます。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） これは何か年かに分けて継続するものなのかということと、実は先般、新規就農者との交流会に参加をしまして、本町が視察地になったんですけれども、この中で、名前出して大丈夫だと思うんですけれども、マエカワ君の話をしませうけれども、1年目に300坪の施設で有機栽培を入れたと。これが次の2か年の事業だったので、次の年に、要は規模拡大でもう2棟を増設をしたと。資金的にかなりかかってしまって、できれば継続して、2年ではなくて、もうちょっと長いスパンで継続してこの事業取り組んでいけないものだろうかというようなことを言われたものですから。これは県のほうは何か2年とか、それから5年にわたってと両方の事業があったような気がしますけれども、これについて詳しく教えてください。

○議長（宗島理仁君） 答弁を求めます。

産業課長、田邊治幸君。

○産業課長（田邊治幸君） まず、この経営開始資金補助金ですけれども、これは3年間交付をされます。先ほど言ったハウスのほうの改修とかは、これはまた別の補助金がございます。そちらのほうを活用して今現在、農業のほうに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） じゃ、もう一回確認をしますけれども、このマエカワ君だと経営開始のところでこの資金をまずは使っていると。それから規模拡大のための資金をまた県から補助金でもらうという、こういうシステムになっているということによろしいですか。そうすると、総額として県の補助金として交付されるのはどのくらいの金額になるんですか。

○議長（宗島理仁君） 答弁を求めます。

産業課長、田邊治幸君。

○産業課長（田邊治幸君） 今、議員がおっしゃったように、まずその経営開始資金、これは年間150万円支給されます。もう一つのほうのハウス等の改修に係る補助金ですけれども、これは事業の内容によって金額が変わってきますので、限度額も事業によって変わりますけれども、今、議員がおっしゃった方は750万円の補助金でございます。

以上です。

○議長（宗島理仁君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 分かりました。

この方の要望で、要はこの短期間でこれだけ借りるということは、短期間で規模を拡大しなくちゃいけないというような問題があるということで、要はそれに伴う人の不足が、マンパワーが不足してしまって、先般あの交流会で施設を見せていただいたんですけども、やはり労力が追いつかない。

一つのやり方として農福連携等でその事業を展開していますけれども、なかなか県の補助金の形で、とにかく2か年でこの事業を完成させなさいということで、結構無理をしてやっているなというふうな気がしたものですから、これは要望として県のほうにつないでいただきたいのは、もうちょっとこのスパンを長くしてもいいのではないかということの要望をいたします。

○議長（宗島理仁君） ほかに質疑ありますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時半といたします。

休憩 午後 零時38分

再開 午後 1時33分

○議長(宗島理仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長(宗島理仁君) お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第15、発議案第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定などを求める意見書、追加日程第16、発議案第2号 国の負担で学校給食の無償化を求める意見書を議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第15、発議案第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定などを求める意見書、追加日程第16、発議案第2号 国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書を議題とすることに決定いたします。

◎発議案第1号及び発議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宗島理仁君） 追加日程第15、発議案第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定などを求める意見書及び追加日程第16、発議案第2号 国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書を一括議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

1 番大塚貴充君。

○1 番（大塚貴充君） それでは、発議案第1号についてご説明申し上げます。

発議案第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年12月15日。

提出者、白子町議会議員、大塚貴充。

賛成者、白子町議会議員、市川隆子、梅澤哲夫、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

白子町議会議長、宗島理仁様。

趣旨といたしまして、本件につきましては、本日の追加日程第15において、議員各位のご賛同をいただき採択賜りました請願第4号に伴う発議案であります。

3年に一度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。訪問介護は独居の方をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられず、介護崩壊を招きかねないと多くの事業者や介護関連の団体から不安の声が上がっています。白子町でも現在では1事業者しか訪問介護サービスを提供できる事業者がなく、コスト高や介護人材不足などにより事業の継続ができなくなるかもしれません。

よって、国においては最優先の行政課題として訪問介護基本報酬の引上げと介護報酬の再改定を早急に行うとともに、その財源保障となる国庫負担割合を拡大するよう強く求めるため、高市早苗内閣総理大臣をはじめ関係大臣に対し本意見書を提出するものであります。

資料としてお手許に意見書案を添付させていただきましたので、ご参照願います。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

次に、発議案第2号についてご説明申し上げます。

発議案第2号 国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年12月15日。

提出者、白子町議会議員、大塚貴充。

賛成者、白子町議会議員、市川隆子、梅澤哲夫、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

白子町議会議長、宗島理仁様。

趣旨といたしまして、本件につきましては、令和6年9月12日の令和6年第3回白子町議会定例会において、議員各位のご賛同をいただき採択賜りました意見書に続く発議案であります。

昨今の経済情勢の悪化により、子育て世代における給食費負担が家計を圧迫しているのではないかと報道でも取り上げられています。近年は、全国多くの自治体で給食費の無償化や軽減に向けた取組が進んでおりますが、自治体にとっても財政負担の大きい事業なので、未来永劫持続可能な事業となるのか課題が残るところです。

また、全国一律とは言えない給食費の無償化で、地域間、家庭間で教育を受ける子供の間には不平等が広がるおそれがあるのも事実です。さらに、国においては公立小学校の給食費無償化を全国的に開始する方向で制度設計が検討され始めましたが、このところ後ろ向きの議論となっています。

よって、国においては最優先の行政課題として、国の負担で学校給食費無償化を迅速に実施するよう強く求めるため、高市早苗内閣総理大臣をはじめ関係大臣に対し本意見書を提出するものであります。

資料としてお手許に意見書案を添付させていただきましたので、ご参照願います。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（宗島理仁君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより発議案第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定などを求める意見書について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定などを求める意見書につ

いて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号 国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書について質疑を行います。

13番 大多和秀一君。

○13番(大多和秀一君) 確認の意味で質問いたしますけれども、口頭では分かったんですけれども、この提出先が書いていなくて大丈夫でしょうか。

○議長(宗島理仁君) こちらで事務局が修正するそうです。

ほかに質疑ありませんか。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第2号 国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時47分

○議長(宗島理仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（宗島理仁君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第17、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任、追加日程第18、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第17、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任、追加日程第18、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題とすることに決定いたしました。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任

○議長（宗島理仁君） 追加日程第17、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任を議題といたします。

休憩中に、大多和正夫君から千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞任願が提出されました。

ここで地方自治法第117条除斥の規定により、大多和正夫君の退場を求めます。

（大多和正夫君退場）

辞任願はお手許に配布してあるとおりです。

お諮りいたします。

大多和正夫君の千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞任を許可することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、大多和正夫君の千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞任を許可することに決定いたしました。

大多和正夫君の入場をお願いいたします。

(大多和正夫君入場)

大多和正夫君に申し上げます。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員辞任の件は許可されましたので、ご報告いたします。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（宗島理仁君） 追加日程18、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠けました。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、6番今井滋則君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した今井滋則君を千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、今井滋則君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました今井滋則君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎閉会の宣告

○議長（宗島理仁君） 以上で本定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって令和7年第4回白子町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時51分